

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	2021年6月28日
【事業年度】	第18期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）
【会社名】	株式会社海帆
【英訳名】	kaihan co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 國松 晃
【本店の所在の場所】	名古屋市中村区名駅四丁目15番15号 名古屋総合市場ビル
【電話番号】	(052) 586 - 2666 (代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員管理本部長 水谷 準一
【最寄りの連絡場所】	名古屋市中村区名駅四丁目15番15号 名古屋総合市場ビル
【電話番号】	(052) 586 - 2666 (代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員管理本部長 水谷 準一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【企業情報】

## 第1【企業の概況】

## 1【主要な経営指標等の推移】

## (1) 連結経営指標等

回次	第14期	第15期	第16期	第17期	第18期
決算年月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月
売上高 (千円)	6,340,663	5,840,280	4,920,249	-	-
経常利益又は経常損失 ( ) (千円)	49,415	9,711	261,655	-	-
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 ( ) (千円)	10,377	137,148	510,476	-	-
包括利益 (千円)	10,377	137,148	510,476	-	-
純資産額 (千円)	866,071	714,857	190,019	-	-
総資産額 (千円)	3,555,731	2,852,306	2,152,463	-	-
1株当たり純資産額 (円)	242.75	199.03	52.85	-	-
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 ( ) (円)	2.91	38.31	142.18	-	-
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	2.88	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	24.3	25.1	8.8	-	-
自己資本利益率 (%)	1.2	17.4	112.9	-	-
株価収益率 (倍)	231.97	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	359,070	419,839	110,339	-	-
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	483,780	117,324	112,187	-	-
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	30,164	438,534	79,483	-	-
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	1,461,611	1,325,592	1,023,581	-	-
従業員数 (人)	189	184	158	-	-
(外、平均臨時雇用者数)	(549)	(498)	(444)	(-)	(-)

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益につきましては、潜在株式は存在するものの、第15期及び第16期は1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

3. 株価収益率につきましては、第15期及び第16期は1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

4. 従業員数は就業人員であり、( )外数は臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。臨時従業員には、パートタイマー及びアルバイトを含んでおります。

5. 当社は2017年2月10日開催の臨時取締役会決議により、2017年3月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っておりますが、第14期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。

6. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第16期の期首から適用しており、第15期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

7. 子会社である株式会社魚帆が2019年3月末に事業を休止したことにより、2020年3月期第1四半期より連結決算から単体決算に移行致しました。よって2020年3月期及び2021年3月期の記載は行っておりません。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次	第14期	第15期	第16期	第17期	第18期
決算年月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月
売上高 (千円)	6,261,279	5,768,414	4,861,750	3,977,825	861,147
経常利益又は経常損失 ( ) (千円)	41,904	1,027	250,052	470,421	791,540
当期純利益又は当期純損失 ( ) (千円)	4,285	129,571	500,441	695,604	1,066,398
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	193,760	194,072	194,072	294,069	636,069
発行済株式総数 (株)	3,566,400	3,590,400	3,590,400	3,888,900	12,388,900
純資産額 (千円)	839,257	695,621	180,818	314,791	646,463
総資産額 (千円)	3,526,041	2,838,006	2,150,383	1,255,930	724,330
1株当たり純資産額 (円)	235.23	193.67	50.29	80.95	56.30
1株当たり配当額 (円)	2.00	4.00	2.00	-	-
(内、1株当たり中間配当額) (円)	(-)	(2.00)	(2.00)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 ( ) (円)	1.20	36.19	139.38	192.51	184.71
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	1.19	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	23.8	24.5	8.4	25.1	90.8
自己資本利益率 (%)	0.5	16.9	114.3	-	219.3
株価収益率 (倍)	561.70	-	-	-	-
配当性向 (%)	166.4	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	223,786	1,032,787
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	233,148	80,540
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	182,859	628,834
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	-	-	-	368,209	44,796
従業員数 (人)	184	181	157	161	72
(外、平均臨時雇用者数)	(548)	(498)	(444)	(248)	(38)
株主総利回り (%)	132.0	135.7	139.4	111.5	84.6
(比較指標：TOPIX) (%)	(114.7)	(132.9)	(126.2)	(114.2)	(162.3)
最高株価 (円)	899 (1,394)	780	770	770	573
最低株価 (円)	675 (840)	597	673	532	351

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式はありますが、第15期、第16期、第17期及び第18期は1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

3. 株価収益率につきましては、第15期、第16期、第17期及び第18期は1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

4. 従業員数は就業人員であり、( )外数は臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。臨時従業員には、パートタイマー及びアルバイトを含んでおります。

5. 当社は2017年2月10日開催の臨時取締役会決議により、2017年3月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っておりますが、第14期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当

たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。  
また、株主総利回りの計算上における第14期末の株価につきましては、当該株式分割を反映し、2分割後の調整額を使用しております。

6. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を第16期の期首から適用しており、第15期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。
7. 最高株価及び最低株価は東京証券取引所（マザーズ）におけるものであります。
8. 当社は2017年3月1付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第14期の株価については株式分割後の最高株価及び最低株価を記載しており、（ ）内に株式分割前の最高株価及び最低株価を記載しております。
9. 子会社である株式会社魚帆が2019年3月末に事業を休止したことにより、2020年3月期より連結決算から単体決算に移行いたしました。よって当事業年度より、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー、現金及び現金同等物の期末残高を記載しております。

## 2【沿革】

年	月	主要な事項
2003年	5月	名古屋市中村区名駅四丁目15番15号に飲食店の経営を主な事業目的として、有限会社海帆（資本金3,000千円）を設立
	6月	名古屋守山区に第1号店として、「なつかし処昭和食堂 小幡店」を開店
2006年	1月	三重県進出、三重県鈴鹿市に「なつかし処昭和食堂 鈴鹿店」を開店
	10月	有限会社海帆を株式会社海帆に商号変更
2007年	6月	新業態として、名古屋市中区に「上方御馳走屋うるる 桜通り錦店」を開店
	9月	新業態として、名古屋市中区に「大須二丁目酒場 大須本店」を開店
2008年	6月	岐阜県進出、岐阜県岐阜市に「なつかし処昭和食堂 笠松店」を開店
2009年	6月	広告代理業務を内製化するために有限会社アドハンを吸収合併
2010年	8月	昭和食堂を運営していた中京ニックス株式会社から9店舗を一括取得
	9月	静岡県進出、静岡県引佐郡細江町（現浜松市北区）に「なつかし処昭和食堂 細江店」を開店
2011年	2月	東京都進出、東京都豊島区に関東1号店となる「大須二丁目酒場 池袋西口店」を開店
	4月	新業態として、名古屋市中区に「Free Style Izakaya BARON」を開店
2012年	3月	株式会社魚帆を100%子会社化
	8月	新業態として、名古屋市港区に「えびすや 土古店」を開店
2013年	8月	福岡県進出、福岡市中央区に九州1号店となる「BARON 福岡天神店」を開店
	10月	熊本県進出、熊本市中央区に「えびすや 新市街店」を開店
	11月	宮崎県進出、宮崎県宮崎市に「えびすや 宮崎一番街店」を開店
2014年	3月	新業態として、愛知県豊田市に「炭火焼き鳥六三 豊田西町店」を開店
	7月	鹿児島県進出、鹿児島県鹿児島市に「ゆずの雫 二宮橋通り店」を開店
	12月	大阪府進出、大阪市北区に「Briccone SKY LOUNGE」を開店
2015年	3月	大分県進出、大分県大分市に「ゆずの雫 大分駅前店」を開店
	4月	東京証券取引所マザーズ市場上場
	10月	新業態として、名古屋市中村区に「博多炉端魚'S男 柳橋市場店」を開店 F C店として、愛知県海部郡蟹江町に「Baby Face Planet's 蟹江店」を開店
	12月	新業態として、愛知県常滑市に「博多天ぷらきら天 イオンモール常滑店」を開店
2016年	1月	F C店として、愛知県犬山市に「歌志軒 犬山駅前店」を開店
	5月	新業態として、静岡市葵区に「静岡パルコ 昭和ピアガーデン」を開店
	9月	新業態として、大阪市中央区に「天満橋酒場 魚'S男」を開店（「うるる天満橋店」）
	10月	新業態として、静岡市葵区に「はまぐり御殿 紺屋町店」を開店
	11月	滋賀県進出、滋賀県彦根市に「なつかし処昭和食堂 彦根店」他1店舗を事業譲受により取得
	12月	F C店として、愛知県長久手市に「MILKISSIMO イオンモール長久手店」を開店
2017年	6月	新業態として、静岡市葵区に「THE OLIVE OIL KITCHEN 静岡パルコ店」を開店
	11月	新業態として、静岡市葵区に「しびまぐろ」を開店（「うるる紺屋町」） 新業態として、名古屋市中区に「肉マルシェ M」を開店
2018年	2月	新業態として、大分県大分市に「鳥はち酒場 大分駅前店」を開店
	10月	新業態として、愛知県常滑市に「熱々屋 常滑駅前店」を開店
2019年	4月	新業態として、愛知県東海市に「餃子・ハイボール酒場 熱々屋 太田川駅前店」
	6月	東京都杉並区に「立喰い焼肉 治郎丸 荻窪店」を事業譲受により取得
	11月	新業態として、三重県三重郡に「サムギョブサルの美味しいお店 ぶた韓 朝日店」を開店
	12月	埼玉県さいたま市に「海鮮個室居酒屋葵屋 浦和店」を事業譲受により取得
2020年	1月	株式会社魚帆を清算
	2月	F C店として、東京都台東区に「炭火焼干物定食 しんぱち食堂 浅草店」を開店

### 3【事業の内容】

当社は、飲食事業の単一セグメントであります。

当社は、居酒屋を中心とした飲食店舗の企画開発及び運営を行っており、「なつかし処 昭和食堂」の業態を中心とした直営店34店舗、フランチャイズ店9店舗（2021年3月31日現在）を展開しております。

外食産業が成熟化し、お客様のニーズが多様化する中で、当社としては、顧客属性の異なる都心・郊外といった立地特性やお客様の利用シーンに応じたターゲット業態を開発しサービスを提供してまいりました。当社では、地域に密着した営業を通してお客様にとって使い勝手の良い店づくりを追求することで利用価値を最大限に高めるとともに、お客様に永く愛される丁寧な店づくりを心掛けております。

具体的な店舗展開といたしましては、基本的な出店方針として特定地域の都心から郊外にかけて自社業態の知名度を確立させながらその地域において店舗数を拡大していくドミナント方式であり、都心ビルインモデルについては繁華街、ビジネス街及び駅前等の中心地への出店、郊外ロードサイドモデルについては学生街や新興住宅地周辺への出店を基本としております。展開地域につきましては、主に愛知県・岐阜県・三重県の東海地区及び九州地区の主要都市をドミナント拠点及びその候補地としており、関東地区・関西地区にも店舗展開しております。

なお、飲食事業における主な業態の特徴及び店舗数は、以下のとおりであります。

業態	特徴	店舗数
なつかし処昭和食堂 (ナツカシドコロ ショウワショクドウ)	“昭和”をテーマに昔懐かしい雰囲気再現しており、100種類以上の創作料理とドリンクを提供する居酒屋。 ターゲットは、個人からファミリー層まで幅広い顧客層で、東海地区の都心から郊外までを網羅。	19
えびすや (エビスヤ)	“笑顔”をテーマに昔懐かしい雰囲気再現しており、100種類以上の創作料理とセルフ型飲み放題を提供する居酒屋。 「なつかし処昭和食堂」と同様のコンセプトを持つマルチブランドで、「なつかし処昭和食堂」と商圏の被る立地や九州地区に展開。	3
大須二丁目酒場 (オオスニチョウメサカバ)	“毎日が飲み放題”をテーマに、100種類以上の焼酎、カクテル等のドリンクのセルフ型飲み放題コーナーに加え、名古屋の名物料理にこだわった創作料理の居酒屋。 駅前立地の小規模店舗で展開しており、サラリーマンを中心に気軽に立ち寄れる、がコンセプト。	2
上方御馳走屋うるる (カミガタゴチソウヤ ウルル)	落ち着いた雰囲気、創作和食が味わえる料理店。 都心や駅前に位置し、サラリーマン等の接待での利用が可能。	1
Baby Face Planet's (ベビーフェイスプラネット)	「食事+癒し」をコンセプトとして「とにかくゆっくりしていただく」「毎日がハレの日、ご来店いただいた瞬間からハレになる」レストラン。	1
餃子・ハイボール酒場熱々屋 (ギョウザ・ハイボールサカバ アツアツヤ)	まずは餃子とハイボールで乾杯。餃子は焼餃子・水餃子・炊き餃子など数種類あり、人気の名古屋飯も充実。懐かしい屋台の味から名古屋名物の定番メニューまで幅広い品揃えをしており、ちよい飲みでも使える気軽な店内。	6
立喰い焼肉 治郎丸 (タチグイヤキニク ジロウマル)	TV局全制覇で話題の立喰い焼肉店。高級和牛A5ランク・A4ランクの肉とホルモンを驚愕の価格でご提供。希少部位も1枚から頼め、女性1人でも気軽に利用できるお店。	5
海鮮個室居酒屋 葵屋 (カイセンコシツイザカヤ アオイヤ)	TVで話題となった“超速鮮魚”の羽田市場から新鮮な魚介を仕入れ、贅沢に使用した海鮮料理や、ミネラル豊富な季節野菜を使用した和食料理が満載。新鮮だからこそ出来る「熟成魚」も提供。	1

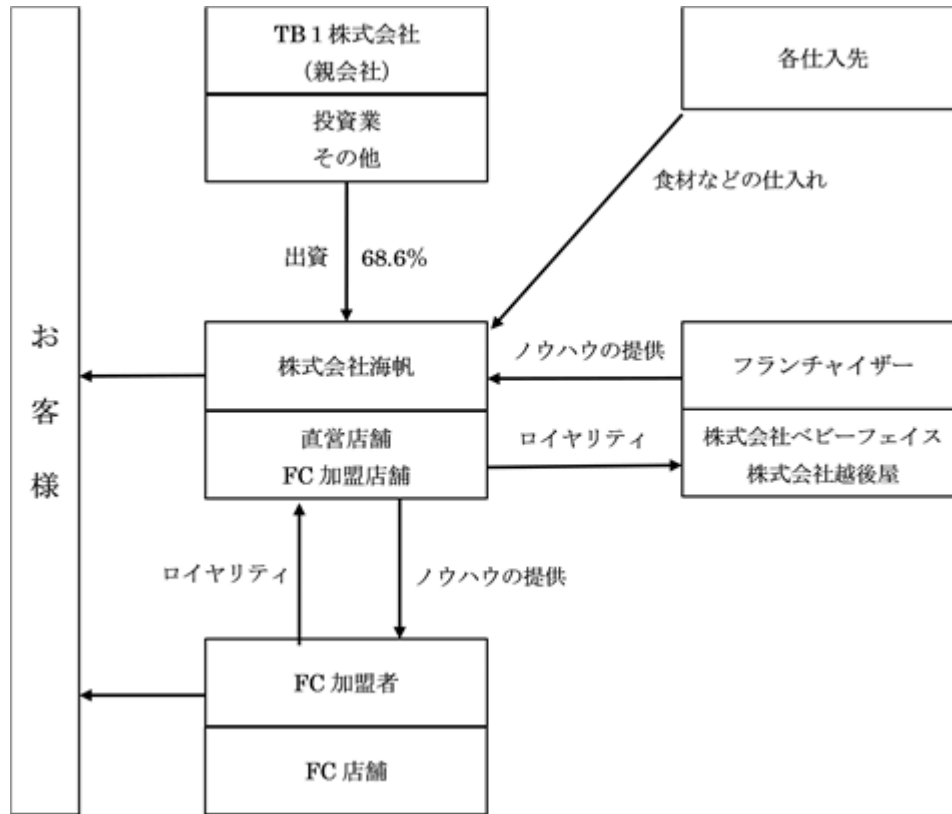
業態	特徴	店舗数
サムギョブサルの 美味しいお店 ぶた韓 (サムギョブサルノ オイシイオミセブタカン)	厚切りのバラ肉と、じゃがいもスライス、たまねぎ、キムチを目の前で焼いて食べる、「サムギョブサル」を提供。うま辛の「スンドゥブ」や、こだわりの「チヂミ」など、手軽に韓国料理を楽しめるお店。	3
炭火焼干物定食 しんぱち食堂 (スミビヤキヒモノテイシヨク シンパチシヨクドウ)	干物は独自開発の炭火焼機を使用し中までしっかり焼き上げ、ジューシーなおいしさを提供できるのが自慢。産地を吟味した20種類を超える焼き魚のメニューに加え、高級料亭に出されているお米、お店で毎朝出汁をとり京都の老舗のお味噌でつくる味噌汁、老舗からの仕入れたお漬物を提供。	1
その他		1
合計		43

(2021年3月31日現在)

注)「Baby Face Planet's」・「炭火焼干物定食 しんぱち食堂」については、当社がフランチャイジーとして展開するF C店舗であります。

注)立喰い焼肉治郎丸は、当社がフランチャイザーとして展開するF C店舗であります。

[ 事業系統図 ]





#### 4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は出資金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の所有(被所有)割合		関係内容
				所有割合 (%)	被所有割合 (%)	
(親会社) T B 1株式会社	東京都中央区	1,000	投資業その他	-	68.6	-

- (注) 1.上記、親会社は、有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社ではありません。  
2.親会社とは、新株予約権の行使の取引があります。

#### 5【従業員の状況】

##### (1) 提出会社の状況

2021年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
72 (38)	38.3歳	4年7ヶ月	3,839,146

- (注) 1.従業員数は就業人員であり、( )外数は臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。  
2.臨時従業員には、パートタイマー及びアルバイトの従業員を含んでおります。  
3.平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。  
4.前事業年度末に比べ従業員数が89名、臨時従業員が210名減少しておりますが、これは新型コロナウイルス感染症に伴う休業や店舗数の減少等に伴うものであります。

##### (2) 労働組合の状況

当社の労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

## 第2【事業の状況】

### 1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において、当社が判断したものであります。

#### (1) 経営方針

当社は「幸せな食文化の創造」を社是とし、時代を見つめ、お客様の声に真摯に耳を傾け、お客様はもとより社会・地域への感謝を忘れず、これからも新たなチャレンジを続けてまいります。

#### (2) 経営戦略等

当社は、いかなる経営環境下においても全役職員が一丸となって継続的成長を図り、企業価値の向上に努めてまいります。

当事業年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による緊急事態宣言の発出やまん延防止重点措置等による、店舗の臨時休業や時間短縮営業により、国内の個人消費は落ち込み、経済活動が停滞するなど、経営環境の悪化に対し非常に厳しい状況で推移しました。新型コロナウイルス感染症の拡大に関しては、未だに収束時期の見通しが立たないことから、依然として厳しい経営環境が続く、今後の経済活動も不透明な状況で推移しております。

このような経営環境の中、当社におきましては、事業の正常化を図る為、地域特性や顧客ニーズに応じた販売促進を強化するとともに、既存店舗の高収益化を行い、業績向上に努めてまいります。また、人材の育成・強化を推し進めるため、戦略的な事業への投資や人件費に経営資源を集中し、中長期的な視点による安定経営を目指してまいります。

#### (3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社は、売上を最大に伸ばし、経費を最小に抑えることで最大の利益を確保するという考え方にに基づき、売上高成長率並びに収益性を明確に表す売上高経常利益率を経営指標としております。

また、株主資本利益率（ROE）や総資産利益率（ROA）、自己資本比率の向上を図ってまいります。

#### (4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当社の属する外食産業におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による店舗の臨時休業や時短営業、外出控えやテレワーク導入などの生活様式の大きな変化により、今後の経済活動においてより一層深刻なものとなってきております。こうした中、当社は、「幸せな食文化の創造」という社是のもと、ビジネスチャンスを着実に収益に繋げ、企業価値を高めていくために、以下の点に取り組んでまいります。

##### 財務体質の健全化

2021年1月に行った臨時株主総会により決議いたしました、第三者割当による新株式の発行及び第4回新株予約権の発行にて調達いたしました資金をもとに、借入金の返済や不採算店舗の撤退を推し進めてまいりました。また、役員報酬の減額、地代家賃の減額や免除、賃料の減額交渉、業務の効率化による経費の削減を行ってまいりました。

さらに、今後は飲食業向けの融資や各種補助金・助成金の活用をするとともに、コロナ禍を見据えた店舗運営を行い、業績の回復を図ってまいります。

##### 経営管理体制の強化

当社は、企業価値を高め、株主の皆様をはじめとするステークホルダーに信用され、支持される企業となるために、コーポレート・ガバナンス向上への積極的な取り組みが不可欠であると考えております。当社といたしましては、今後も意思決定の明確化、組織体制の最適化、内部監査体制の充実、監査役及び会計監査人による監査との連携強化等になお一層努めてまいります。加えて、全従業員に対しても、継続的なコンプライアンスの啓蒙・教育も実施してまいります。

また、2020年に入り猛威を振るいはじめた新型コロナウイルス感染症の拡大は、国内外において大きな影響を及ぼしております。当社においても、政府・自治体による外出自粛要請等に伴い、店舗の臨時休業や営業時間の短縮を余儀なくされ、また、外食需要の急激な減退により、かつてない危機的な経営環境下にあります。

当社におきましては、このような状況下においても、事業構造を転換するチャンスと考え、しっかりとした経営基盤を立て直し、業績回復に全力で取り組んでまいります。

#### 衛生管理の強化、徹底

外食産業においては、食中毒事故や食材の偽装表示の問題等により、食品の安全性や品質管理に対する社会的な要請が強くなっております。また、新型コロナウイルス感染拡大を防止するためには、より一層入念な消毒を実施することが重要となります。

当社の各店舗・事業所におきましては、衛生管理マニュアルに基づく衛生・品質管理を徹底するとともに、本社人員による店舗への定期的な監査も行っております。また、その結果に基づき、各店舗・事業所に指導を行う等の衛生管理体制を整備しております。

#### 人材の確保及び育成

当社における最も大切な経営資源は「人」であります。当社独自の風土が生み出す「人間力」は、サービス向上の原動力であり、差別化の源泉として、貴重な経営資源であると考えております。

当社としましては、従来から注力している新卒・中途採用の一層の充実を図り、育成につきましては、店舗スタッフのOJTは勿論、マネジメントクラスへのマネジメント研修も実施するほか、人事制度の一層の充実にも取り組んでまいります。

#### 営業基盤の立て直し

外食産業におきましては、個人消費の低迷を受けての低価格路線や、企業間競争の激化による既存店売上の減少等により、企業収益の低下傾向が長く続いており、さらに新型コロナウイルス感染症拡大の影響も甚大なものになっております。

当社の飲食事業におきましては、2021年3月31日現在で、11業態43店舗を有しておりますが、そのうち19店舗が居酒屋業態の「なつかし処昭和食堂」であり、残りの店舗についてもほとんどが居酒屋業態となっております。

政府及び自治体の発出による、外出自粛や会食の自粛、テレワークの導入など生活様式の変化の中で、当社の事業内容を早急に見直す必要がございます。そのような環境のなか、デリバリーやテイクアウト、一部店舗へのランチタイムの導入など、コロナ禍でも消費者ニーズに対応し、お客様の満足度を十分確保する観点で、立地特性に応じたメニュー開発や接客サービスの向上に注力し、お客様に喜んで頂ける店づくりに努めることを通して、収益力の底上げを図ってまいります。

## 2【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

### (1) 事業環境に関するリスクについて

#### 市場動向について

当社の主たる事業が属している外食業界は、景気低迷が続いたことによる消費不況や、調理済食材や惣菜等を持ち帰って食する中食市場の成長等の影響や、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、外食市場関係は急激な変化をしております。

また、当社の店舗は東海地区における割合が高く、当該地区特有の経済環境の変化による市場規模の変動によって業績等に影響を及ぼす可能性があります。

#### 競合他社について

居酒屋業界は、他業界と比較すると参入障壁が低いため新規参入が多く、実質賃金の伸び悩み、若年世代の飲酒離れ等、非常に厳しい競合状態が続いています。その中で当社の店舗においては、食材仕入れの優位性とブランド開発の点で他社との差別化を図ると共に、販売促進等による客数向上を図る戦略をとっております。しかしながら、今後当社と同様のコンセプトを持つ他社運営の店舗が増加することにより競合状態が更に激化した場合には、当社の業績等に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社といたしましては、永く愛される魅力的な店づくりとともに、サービスの質の向上、メニュー変更、内外装のリニューアル及び業態変更等を実施することにより、既存店売上高の維持並びに拡大を図っておりますが、当社が主に店出しているロードサイド等の立地において商流の変化及び周辺の商業施設との競合等が生じることで、その集客力が低下した場合、既存店舗の売上高が減少し当社の業績等に影響を及ぼす可能性があります。

### (2) 事業展開及び当社サービスに関するリスクについて

#### 出店政策について

当社の基本的な出店方針は、特定の出店地域ごとに店舗数を拡大していくドミナント方式であり、郊外ロードサイドモデルについては学生街や新興住宅地周辺への出店、都心ビルインモデルについては繁華街、ビジネス街及び駅前等の中心地への出店を基本としております。現在の展開エリアにつきましては、主に愛知県・岐阜県・三重県の東海地区の主要都市を中心として、関西地区・関東地区・九州地区にも店舗展開しております。

当社では、出店候補地の立地特性、賃貸条件、売上予測、投資採算性等を慎重に検討し、出店地を決定しております。そのため、当該展開エリアにおいて、計画した出店数に見合った出店地を十分に確保できない可能性があります。その場合には、当社の業績見通し及び事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

#### 業態開発について

当社は、商圏・物件の条件に合わせた複数の個性ある業態を有しております。今後も引き続き新規業態の開発を進める予定ですが、市場ニーズ及び消費者嗜好の変化等により、お客様に受け入れられる業態を開発できなかった場合には、当社の業績見通し及び事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

#### 出退店時に発生する費用及び損失について

当社では、居抜き物件を活用し初期投資を抑えて開業する低投資出店を出店戦略としていますが、新規出店時や業態変更時に什器備品等の消耗品や販売促進に伴う費用が一時的に発生するため、大量の新規出店・業態変更や期末に近い時点での新規出店は、利益を押し下げる要因となります。また、収益性の向上を図るため、業績の改善が見込めない店舗については閉鎖しております。店舗閉鎖時には、キャッシュ・フロー及び業績への影響を総合的に勘案し、撤退時期の選定や内装設備の売却等により費用及び損失を最小限に抑えられるよう努めておりますが、固定資産除却損、賃貸借契約やリース契約の解約に伴う違約金等が発生する可能性があります。したがって、大量の新規出店、業態変更や退店を行った場合、あるいは出店時における内装工事の遅れや入居する商業施設等の完成時期のずれ込み等が発生し、新規出店が期末に近い時点に偏った場合には、当社の業績等に影響を及ぼす可能性があります。

#### 人材の確保及び育成について

当社は継続的な新規事業の開発及び更なる店舗展開を図っていく方針であるため、十分な人材の確保及び育成ができない場合には、新規事業開発の遅れ、サービスの低下による集客力の低下、計画通りの出店が困難となること等により、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、当社内外にて人材教育を行っておりますが、十分な教育が行き届かず従業員が引き起こした不祥事により、当社の業績等に影響を及ぼす可能性があります。

### (3) 法的規制及び知的財産等に関するリスクについて

#### 食品衛生管理について

当社では、「食品衛生法」を遵守し、管轄保健所を通じ営業許可を取得しております。各店舗・事業所では、食品衛生管理者の設置を管轄保健所に届け出ております。また、日常的なチェック、内部監査による監査や改善指導等を実施しておりますが、各店舗・事業所において食中毒の発生の危険性は否定できず、万一、飲食物を起因とする伝染病等が発生した場合には、当社の業績等に影響を及ぼす可能性があります。

#### 食品循環資源の再利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）について

2001年5月に施行された「食品循環資源の再利用等の促進に関する法律」（食品リサイクル法）により年間100トン以上の食品廃棄物を排出する外食業者（食品関連事業者）は、食品廃棄物の発生量の抑制、減量及び再生利用を通じて、食品残渣物の削減を義務付けられております。当社は食品残渣物を削減するための取り組みを鋭意実施しており、本書提出日現在、この法令には抵触しておりませんが、今後法的規制が強化された場合には、その対応のために、設備投資等に関連する新たな費用が発生し、当社の業績等に影響を及ぼす可能性があります。

#### 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律について

深夜0時以降も営業する飲食店につきましては、深夜営業について「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」により規制を受けております。各店舗における届出等、当該法令に定める事項の厳守に努めておりますが、法令違反等が発生した場合には、一定期間の営業停止等が命ぜられ、当社の業績等に影響を及ぼす可能性があります。

#### 労働関連について

当社では、正社員、多くのパートタイム及びアルバイトの従業員が、店舗の業務に従事しております。2018年4月に大企業より順次導入された時間外労働の上限規制、年次有給休暇の取得義務化及び36協定特別条項の設定見直し、2019年4月の同一労働同一賃金制度における雇用区分別の均等・均衡待遇の明確化と説明義務の遂行等、無期・有期双方の従業員を取り巻く法規制や労働環境には重大な変化が起こりつつあります。こうした労働関連法規制への対応や労働環境の変化により、当社が優秀な社員を雇用できなくなる可能性や当社の人件費が高騰する可能性があります。

また、当社において労働関連法規制の違反が発生した場合は、規制当局から当社の業務改善が命じられることまたは従業員からの請求を受けること等により、当社の事業、業績、財政状態、ブランドイメージ及び社会的信用に影響を及ぼす可能性があります。

#### 個人情報の保護について

当社は、お客様から頂くアンケートに記載されている情報、採用した従業員の情報等多数の個人情報を保有しており、社内規程に則った厳重な管理体制には万全を期しております。しかしながら、個人情報が外部へ漏洩するような事態が発生した場合には、法令違反、損害賠償等により、当社の業績等に影響を及ぼす可能性があります。

#### 商標等について

当社の各店舗等において使用する名称・商標等については、その使用に先立ち、外部の専門家を通じて第三者の商標権等を侵害していないかについて確認し、侵害の恐れのある名称は使用を避け、かつ、可能な限り当社において商標登録を取得する等により、これら商標の使用権の確保及び第三者の権利侵害の回避に努めております。しかしながら、当社の各店舗の名称・商標又は業態等が第三者のものと同様と類似する等の理由により、第三者から当社の商標登録の無効審判、損害賠償、商標使用差止、営業差止等を請求され、仮にこれらの請求が認められた場合には、当社の業績等に影響を及ぼす可能性があります。

### (4) 事業運営体制に関するリスクについて

#### 食材の安全性及び安定供給並びに価格高騰について

当社におきましては、多業態を展開しているため特定の食材に依存している事実はなく、引き続き食材の安全かつ安定的な確保に積極的に取り組む方針ではありますが、天候不順による農作物の不作や政府によるセーフガード（緊急輸入制限措置）の発動等需給関係の変動に伴う市況変動や、食材の安全性に関わる不安等による消費者の外食離れが生じた場合には、当社の業績等に影響を及ぼす可能性があります。

また、上記の天候不順による需給関係や為替相場等によって急激に価格の変動する可能性がある食材を当社では購入しております。このような事象が発生し、原材料価格が高騰した場合、当社の業績等に影響を及ぼす可能性があります。

#### 金利変動の影響について

当社は、出店時等における設備投資資金を主として金融機関からの借入若しくはリースにより調達しており、2021年3月31日現在における総資産に占めるこれら有利子負債の割合は117.7%（有利子負債残高852百万円／総資産額724百万円）となっております。今後の出店等に伴う資金調達について、引き続き経済情勢や金利動向、財務バランスを総合的に勘案し、有利子負債の適正水準の維持に努めながら事業展開を行う予定でございますが、有利子負債への依存度が高い状態で金利が上昇した場合、当社の業績等に影響を及ぼす可能性があります。

#### 敷金及び保証金について

当社は、賃借による出店を基本方針としており、2021年3月31日現在、ほとんどの店舗が借家又は借地の賃借物件となっております。物件の賃借においては、賃貸人に対し敷金及び保証金を預け入れる場合があります。敷金及び保証金の残高は、2020年3月31日現在272百万円、2021年3月31日現在144百万円となっております。総資産に占める割合は、各々、21.7%、20.0%となっております。

契約に際しては、物件所有者の信用状況の確認等を行い十分検討しておりますが、今後の賃貸人の経営状況によっては、当該店舗における営業の継続に支障が生じ、契約満了による退店をした際に敷金及び保証金の全部又は一部が返還されない可能性があります。また、当社側の都合によって不採算店舗の契約を中途解約する場合等に、締結している賃貸借契約の内容によっては、敷金及び保証金の全部又は一部が返還されない場合があり、当社の財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

#### システム障害について

当社は、店舗の売上管理、食材の受発注、勤怠管理等の店舗システムの運営管理を、専門の外部業者に委託するとともに、バックアップ体制を十分に構築しておりますが、災害や機械の故障、コンピュータウイルスの侵入等不測の事態によってシステム障害が発生した場合には、当社の運営に支障をきたすことにより、当社の業績等に影響を及ぼす可能性があります。

#### 株式会社大庄からの仕入依存度について

当社は、同社に物流システムをアウトソーシングし、同社が仕入帳合をしている関係から、当社の仕入金額に占める同社の仕入金額が高くなっております。今後、同社に係る仕入帳合及び物流システムのアウトソーシングに何らかの支障が生じた場合には、その他の既存仕入先に移行するまでの間、当社の業績等に影響を及ぼす可能性があります。

#### 減損損失について

当社では、外的環境の著しい変化等により、店舗収益性が悪化し、事業計画において計画したものと大きく業績が乖離した場合、固定資産及びリース資産について減損損失を計上することとなり、当社の業績等に影響を及ぼす可能性があります。

#### 自然災害について

当社は東海地区を中心に店舗を展開しております。東海地区において、昨今の異常気象をはじめ、地震や台風等の天変地異により、特定の店舗に留まらず、ある程度のエリアの店舗に跨ってお客様の来店が困難になった場合、また店舗の破損・道路の寸断等によって仕入等が困難になった場合には売上及び利益が減少することが考えられます。更に被害の程度によっては、修繕費や除却損等の多額の費用が発生する可能性があるため、当社の業績等に影響を及ぼす可能性があります。

#### 新型コロナウイルス等の感染症拡大について

新型コロナウイルス等の感染症拡大に伴い、全般的な個人消費の低迷や警戒心による来店客数の減少、政府や行政の緊急事態宣言に応じた店舗休業や営業時間短縮の実施を余儀なくされ、当社の業績等に影響を与える場合があります。

また、当社店舗においては、感染者が発生しないよう、店舗内の消毒や衛生管理、当社スタッフの健康管理を徹底しておりますが、万が一感染者が発生した場合、または、これらの感染防止のための管理コストが膨大化した場合も、当社の業績等に影響を与える場合があります。

### (5) その他のリスクについて

#### 配当政策について

当社は、株主に対する利益還元は重要な経営課題であると認識しており、内部留保による財務体質の強化を図りつつ、業績及び財政状態の推移を考慮しながら、利益配当を行っていく方針であります。しかしながら、当社の事業が計画通りに進展しない場合、業績が悪化した場合は、成長へ向けた投資に備え内部留保を優先する場合等利益配当が行えない可能性があります。

#### 資金使途及び投資効果について

金融機関より調達した資金の使途は、全額、飲食事業における新規出店及び改装にかかる設備投資に充当する計画であります。出店した業態が立地に適応しなかった場合には、想定通りの投資効果を得られない可能性があります。

#### (6) 継続企業の前提に関する重要事象等

新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大に伴い、各国政府による渡航制限を受けて訪日客が減少するとともに、日本政府による緊急事態宣言、自治体からの自粛要請により、国内外食需要に重要な影響を与えております。当社としても、政府及び自治体からの各種要請等を受けて、一部店舗の臨時休業や営業時間短縮を実施しております。この結果、2020年4月以降、当社店舗への来店客数は大きく減少し、売上高が著しく減少しております。現状では当該感染症の終息及び外食需要の回復には一定期間を要すると考えられることから、資金繰りに懸念が生じており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。当該状況を解消又は改善するための対応策は、「第5 経理の状況 1.財務諸表等 注記事項（継続企業の前提に関する事項）」に記載しております。しかしながら、今後の資金調達については現時点での計画であり、関係機関の状況に左右される部分があることや、新型コロナウイルス感染症の今後の広がり方や収束時期は不透明であり、売上高等に及ぼす影響の程度や期間を予測することは困難であるため、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

### 3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 経営成績等の状況の概要

当事業年度における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

##### 財政状態及び経営成績の状況

当事業年度（2020年4月1日～2021年3月31日）におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言の発出や外出の自粛要請により、国内の個人消費は落ち込み、経済活動が停滞するなど、経営環境の悪化に伴い非常に厳しい状況で推移しました。新型コロナウイルス感染症の拡大に関しては、未だに収束時期の見通しが立たないことから、依然として厳しい経営環境が続き、今後の経済活動も不透明な状況で推移しております。

当社が属する国内の外食業界におきましても、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、店舗の臨時休業や営業時間短縮を余儀なくされました。また、会食の自粛やテレワークの普及などによる生活様式の変化によって、店内飲食需要の減少や、デリバリー・テイクアウトの普及など、急激な変化への対応が必要になりました。

このような状況の中、当社におきましては、店舗設備における清掃の強化、消毒、マスクの着用や手洗い消毒の徹底など、感染拡大防止に努めてまいりました。また、店内飲食需要の減少により、デリバリーやテイクアウト、ランチメニューの導入など、新たな生活様式に対応するための事業改善を進めておりますが、2021年1月には再び緊急事態宣言が発出され、依然として厳しい環境が続いております。

このような状況の中、当社におきましても経営資源の選択と集中を継続して推し進め、収支の改善を企図した取り組みとして業態の見直しや退店の意思決定を鋭意進めてまいりました。

当事業年度における出退店の状況は次のとおりであります。

業態	前会計年度末	新規出店	閉店	当会計年度末	新規出店のうち 業態変更
なつかし処昭和食堂	43	-	24	19	-
えびすや	5	-	2	3	-
大須二丁目酒場	3	-	1	2	-
上方御馳走屋うるる	6	-	5	1	-
Baby Fane Planet's	1	-	-	1	-
餃子・ハイボール酒 場熱々屋	13	-	7	6	-
立喰い焼肉治郎丸	6	-	1	5	-
海鮮個室居酒屋葵屋	1	-	-	1	-
サムギョブサルの美 味しいお店ぶた韓	3	-	-	3	-
炭火焼干物定食しん ばち食堂	1	-	-	1	-
その他	10	-	9	1	-
合計	92	-	49	43	-

以上により、2021年3月末の店舗数は、直営店34店舗(前事業年度末は87店舗)、フランチャイズ店9店舗(前事業年度末は5店舗)となりました。

これらの結果、当事業年度の業績は、売上高861百万円(前事業年度末比78.4%減)、営業損失933百万円(前事業年度は営業損失465百万円)、経常損失791百万円(前事業年度は経常損失470百万円)、当期純損失1,066百万円(前事業年度は当期純損失695百万円)となりました。当事業年度においては、不採算店の退店と業態変更による採算改善に取り組みましたが、全社的な採算の改善には至らず、営業赤字を拡大するに至りました。また、今後の業績回復が合理的に見込めない店舗に関して、特別損失として減損損失195百万円を計上するに至りました。



当社におきましては、先述の新型コロナウイルスの影響により、休業や営業時間の短縮を余儀なくされ、また、外食需要の急激な減退により、かつてない危機的な経営環境下にあります。このような状況下においても、ピンチをチャンスに変えるべく事業構造の転換を企図し、事業の再生による経営回復に全力で取り組んでまいります。

(注) 当社は飲食事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

財政状態につきましては、当事業年度末における総資産は、724百万円(前事業年度末比531百万円減少)、負債は1,370百万円(同199百万円減少)、純資産は646百万円(同331百万円減少)となりました。

流動資産につきましては、前事業年度末に比べ171百万円減少し314百万円となりました。これは、現金及び預金が323百万円減少したこと等によります。

固定資産につきましては、前事業年度末に比べ359百万円減少し409百万円となりました。これは、減損処理により有形固定資産が250百万円減少したこと等によります。

流動負債につきましては、前事業年度末に比べ171百万円減少し815百万円となりました。これは、買掛金が154百万円減少したこと等によります。

固定負債につきましては、前事業年度末に比べ28百万円減少し555百万円となりました。これは、長期借入金51百万円減少したこと等によります。

純資産につきましては、前事業年度末に比べ331百万円減少し646百万円の債務超過となりました。これは、第三者割当増資及び新株予約権の行使の実施により、資本金及び資本剰余金がそれぞれ342百万円増加した一方、利益剰余金が1,066百万円減少したことによります。

この結果、自己資本比率は90.8%(前事業年度末は25.1%)となりました。

#### キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)の残高は、44百万円となっております。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

#### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果、使用した資金は1,032百万円となりました。これは主に、税引前当期純損失1,046百万円、減価償却費104百万円、減損損失195百万円をそれぞれ計上したこと等によるものであります。

#### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果、使用した資金は80百万円となりました。これは主に、有形固定資産の売却による収入が38百万円、敷金及び保証金の回収による収入が91百万円あったこと等によるものであります。

#### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果、得られた資金は628百万円となりました。これは主に、長期借入れによる収入が56百万円、株式の発行による収入が600百万円、新株予約権の行使による株式の発行による収入80百万円、長期借入金の返済による支出が111百万円、リース債務の返済による支出が44百万円あったこと等によるものであります。

#### 生産、受注及び販売の実績

当社の事業は、飲食事業の単一セグメントであり、セグメントごとの業績は、記載を省略しております。

当事業年度における生産、販売の実績を示すと次のとおりです。

##### a. 生産実績

当社で行う事業は、提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

##### b. 仕入実績

当社は飲食事業の単一セグメントであるため、仕入実績を部門別に示すと、次のとおりであります。

部門の名称	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	
	仕入高(千円)	前年同期比(%)
なつかし処昭和食堂部門	114,257	19.2
その他の部門	118,477	22.8
合計	232,734	20.9

- (注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。  
2. 当事業年度において、仕入実績に著しい変動がありました。これは、新型コロナウイルス感染症の蔓延の影響によるものであります。

c. 販売実績

当社は飲食事業の単一セグメントであるため、販売実績を部門別に示すと、次のとおりであります。

部門の名称	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	
	販売高(千円)	前年同期比(%)
なつかし処昭和食堂部門	367,237	16.1
その他の部門	493,909	29.0
合計	861,147	21.6

- (注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。  
2. 当事業年度において、販売実績に著しい変動がありました。これは、新型コロナウイルス感染症の蔓延の影響によるものであります。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において判断したものであります。

財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析

イ. 財政状態

(流動資産)

当事業年度末の流動資産は、前事業年度末に比べ171百万円減少し314百万円となりました。これは、現金及び預金が323百万円減少したこと等によります。

(固定資産)

当事業年度末の固定資産は、前事業年度末に比べ359百万円減少し409百万円となりました。これは、減損損失の計上等により有形固定資産が250百万円減少したこと等によります。

(流動負債)

当事業年度末の流動負債は、前事業年度末に比べ171百万円減少し815百万円となりました。これは、買掛金が154百万円減少したこと等によります。

(固定負債)

当事業年度末の固定負債は、前事業年度末に比べ28百万円減少し555百万円となりました。これは、長期借入金51百万円減少したこと等によります。

(純資産)

当事業年度末の純資産合計は、前事業年度末に比べ331百万円減少し646百万円の債務超過となりました。これは、第三者割当増資の実施により、資本金及び資本剰余金がそれぞれ342百万円増加した一方、利益剰余金が1,066百万円減少したことによります。

ロ. 経営成績

(売上高)

当事業年度における売上高は前事業年度に比較して3,116百万円減少し、861百万円(前期比78.4%減)となりました。その主な要因は、不採算店舗の閉店に伴う売上減少並びに新型コロナウイルス感染症に伴う営業時間短縮等による売上減少によるものです。

(売上総利益)

当事業年度における売上総利益は前事業年度に比較して2,253百万円減少し、603百万円(前期比78.9%減)となりました。その主な要因は、閉店による売上減少に伴うものであります。また、売上総利益率は前事業年度を1.7ポイント下回る70.1%となりました。その主な要因は、個店別の在庫管理強化に伴う廃棄ロスの低減によるものです。

(販売費及び一般管理費)

当事業年度における販売費及び一般管理費は前事業年度に比較して1,785百万円減少し1,537百万円(前期比53.7%減)となりました。その主な要因は、閉店による売上減少に伴う全般的な費用低減によるものであります。

(営業損失及び経常損失)

当事業年度における営業損失は933百万円(前事業年度は営業損失465百万円)となりました。また、経常損失は791百万円(前事業年度は経常損失470百万円)となりました。

(当期純損失)

当事業年度においては、不採算店の退店と業態変更による採算改善に取り組みましたが、全社的な採算の改善には至らず、赤字幅を拡大するに至りました。また、今後の業績回復が合理的に見込めない店舗に関して、特別損失として減損損失195百万円を計上するに至りました。これらの結果、当事業年度における当期純損失は1,066百万円(前事業年度は当期純損失695百万円)となりました。

当社の経営成績に重要な影響を与える要因は、当社の中で多くを占める居酒屋業界において、若年層のアルコール離れや少子高齢化等により市場全体が縮小しているといわれる中、他社との競合状態が激化し、当社グループの出店条件に合致する出店店舗の契約が締結できない等の理由で、新規出店が計画通りに遂行できない事態等が挙げられます。

当社におきましては、出店候補地情報を幅広く収集し、早期の出店検討を図り、その地域のお客様ニーズに合った店舗開発を行う方針であります。

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当社の当事業年度のキャッシュ・フローは、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

当社は運転資金につきましては、営業キャッシュ・フローで獲得した資金で賄い、設備資金につきましては、出店計画に応じた資金を長期借入金により調達すること及び不測の事態を想定してある程度の資金的な余裕を保持することを基本方針としております。

当事業年度において、新型コロナウイルス感染症の影響による今後の不確実な経営環境に備え、債務超過の解消等財務基盤の安全性を確保するため、エクイティファイナンスを実施し、債務超過の解消と事業拡大に備えた資金確保を行っております。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に準拠して作成されております。財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては、第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項(重要な会計上の見積り)に記載のとおりであります。

#### 4【経営上の重要な契約等】

##### (1) 取引基本契約

相手側の名称	契約内容	契約期間	契約の概要
株式会社大庄	商取引契約	契約日2021年2月28日より 期間の定めなし(ただし、1カ月の予告期 間をもって本契約を解約することができ る)。	食材・飲料等の仕入・配 送取引(購買)

#### 5【研究開発活動】

該当事項はありません。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資につきましては、ブランド転換工事及び改装工事となり、設備投資総額は、22,705千円となりました。また、当事業年度における設備の除却損は13,221千円であり、これは主に店舗の閉鎖によるものであります。

これらの所要資金につきましては、主に自己資金にて調達しました。

なお、当社は、飲食事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載は省略しております。

#### 2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、以下のとおりであります。

2021年3月31日現在

業態の名称 (店舗数)	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (人)
		建物	工具、器具 及び備品	リース資産	その他	合計	
なつかし処昭和食堂 (19店舗)	店舗設備	78,342	2,937	4,929	29,737	115,946	27 (21)
えびすや (3店舗)	店舗設備	5,380	-	-	-	5,380	3 (2)
大須二丁目酒場 (2店舗)	店舗設備	2,513	60	-	-	2,574	3 (3)
餃子・ハイボール酒場熱々屋 (6店舗)	店舗設備	41,721	2,259	-	-	43,980	11 (6)
立喰い焼肉 治郎丸 (5店舗)	店舗設備	2,075	236	-	-	2,311	- (-)
海鮮個室居酒屋 葵屋 (1店舗)	店舗設備	9,326	149	-	-	9,476	- (-)
サムギョプサル美味しいお店 ぶた韓(3店舗)	店舗設備	8,570	513	-	-	9,084	8 (4)
炭火焼干物定食 しんぱち食堂 (1店舗)	店舗設備	13,271	4,026	-	-	17,297	3 (1)
その他の店舗 (3店舗)	店舗設備	2,639	-	60	-	2,699	2 (1)
本社	本社機能	1,195	2,392	1,317	939	5,844	15 (-)

(注) 1. 当事業年度末日時点で、11店舗が休業中であります。

2. 複数の業態をもつ複合店の帳簿価額については、主要店舗の業態に含めて集計しております。

3. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

4. 帳簿価額のうち「その他」は、主に土地及び車両運搬具であります。

5. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(アルバイト)は、年間平均雇用人員(1日1人8時間換算)を( )外数で記載しております。

6. 上記の他、主要な賃借設備として、以下のものがあります。

事業所名(所在地)	設備の内容	床面積(m <sup>2</sup> )	年間賃借料(千円)
本社 (愛知県名古屋市中村区)	本社事務所及び駐車場	207.49	6,912
店舗合計	店舗設備及び駐車場	12,774.22	358,187

#### 3【設備の新設、除却等の計画】

当社の設備投資については、景気予測、業界動向、投資効率等を総合的に勘案して策定しております。

当事業年度末現在における重要な設備の新設、除却等の計画は、以下のとおりであります。

- (1) 重要な設備の新設  
該当事項はありません。
- (2) 重要な設備の改修  
該当事項はありません。
- (3) 重要な設備の除却等  
業績不振店の7店舗の撤退を決議しております。なお、当該店舗につきましては減損損失を計上済みであります。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	15,555,600
計	15,555,600

##### 【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (2021年3月31日)	提出日現在発行数(株) (2021年6月28日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	12,388,900	13,263,900	東京証券取引所 (マザーズ)	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	12,388,900	13,263,900	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、2021年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

当社は、2020年12月7日開催の取締役会において、「第三者割当増資による新株式の発行及び第4回新株予約権の発行」を決議し、2021年1月6日に行われた当社臨時株主総会において承認決議がされた新株予約権の内容は、次のとおりであります。

名 称	第 4 回 新 株 予 約 権
発行決議日	2021年1月6日
新株予約権の数	3,750個[1,875個]
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の数	3,750,000株[1,875,000株](注) 2
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり4,000円(注) 3
新株予約権の行使に際して 出資される財産の価額	新株予約権1個当たり80,000円 (1株当たり80円)
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額	(注) 4
新株予約権の行使期間	2021年1月7日から 2023年1月6日まで
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	(注) 5
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6

当事業年度の末日(2021年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度末日から提出日の前月末現在(2021年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については当事業年度末日における内容から変更はありません。

(注)1. 株式会社海帆の普通株式(以下「当社普通株式」という)完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。

なお、単元株式数は100株である。

(注)2.(1)第4回新株予約権(以下「本新株予約権」という)1個の行使により当社が普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社に  
有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。)する数は1,000株(以下「対象株式  
数」という。)とする。

(2)本新株予約権の目的となる株式の種類及び総数は当社普通株式3,750,000株とする。

ただし、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行うときは、次の算式により対象株式数を調整する。

$$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

また、割当日以降に、当社が時価を下回る価額での新株の発行若しくは自己株式の処分(ただし、新株予約権の行使により新株を発行又は自己株式を処分する場合を除く)、合併、会社分割又は株式無償割当てを行う場合等、対象株式数を変更することが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。



これらの調整後対象株式数は、当該調整事由に係る、(注)4の(3)による行使価額の調整に関し、同号に定める調整後行使価額を適用する日以降これを適用する。

(3)本項(2)に基づき対象株式数の調整を行った場合において、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(注)3.(1)本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の本新株予約権1個当たりの価額は、対象株式数に、以下に定める行使価額を乗じた金額とする。

(2)本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、80円とする。ただし、本項(3)の規定に従って調整されるものとする。

(3)行使価額の調整

当社は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は四捨五入するものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

調整後行使価額は、株式分割に係る基準日の翌日以降又は株式併合の効力が生じる日以降これを適用する。

当社は、本号 の場合のほか、本号第 に掲げる各事由により当社普通株式が交付される場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

( )本号 の( )に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(ただし、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の請求又は行使による場合を除く。)、調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

( )株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、これを適用する。

( )取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本号 の( )に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む)又は本号 の( )に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含む。)、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てがその発行時点の行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。ただし、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

( )本号 の( )ないし の( )の各取引において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号 の( )ないし の( )の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付株式数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された当社普通株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

ただし、行使により生ずる1株未満の端数は切り捨て、現金調整は行わない。

本号 から までの規定にかかわらず、行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

- ( )行使価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。
- ( )行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日(ただし、本号3の( )の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付けて終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ( )行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(1)号及び第(3)号 の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

本号 及び第 の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

- ( )当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ( )その他行使価額の調整を必要とするとき。
- ( )行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

本号に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。ただし、本号 に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

(注)4.(1)新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格

本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の対象株式数で除した額とする。

(2)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

(注)5. 本新株予約権の割当日から3ヶ月を経過した日以降、当社から割当された者に対し相当期間を付して新株予約権の行使を催告しても、割当された者が行使しなかった場合において、当社取締役会が取得する日(以下、「取得日」という。)を定めた場合、当社は、当該取得日の2週間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権1個につき4,000円で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又はそのうちの一部を取得することができる。

(注)6. 当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編成行為」という。)をする場合、当該組織再編成行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を有する本新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号のイないしホに掲げる株式会社(以下、総称して「再編成対象会社」という。)の新株予約権を、次の条件にて交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、次の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を定めた吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画が、当社株主総会において承認された場合に限るものとする。

(1)交付する再編成対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付する。

(2)新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

(3)新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数(以下「承継後株式数」という。)とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

(4)新株予約権を行使することのできる期間

「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力が生ずる日のいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(5)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」の注記5の(2)に準じて決定する。

(6)各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

「新株予約権の行使時の払込金額」の注記4の(1)に準じて決定する。

(7)その他の新株予約権の行使条件、新株予約権の取得事由及び取得条件

「新株予約権の行使の条件」欄、「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄及び「新株予約権の譲渡に関する事項」欄に準じて決定する。

(8)新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額(千円)	資本準備金 残高(千円)
2017年3月1日 (注)1	1,783,200	3,566,400	-	193,760	-	180,760
2017年8月31日 (注)2	24,000	3,590,400	312	194,072	-	180,760
2020年3月31日 (注)3	298,500	3,888,900	99,997	294,069	99,997	280,757
2021年1月7日 (注)4	7,500,000	11,388,900	300,000	594,069	300,000	580,757
2021年1月7日～ 2021年3月31日 (注)5	1,000,000	12,388,900	42,000	636,069	42,000	622,757

- (注) 1. 株式分割(1:2)によるものであります。  
 2. 第一回新株予約権行使により24,000株増加しております。  
 3. 第三者割当増資により298,500株増加しております。  
     有償第三者割当           298,500株  
         発行価格           670円  
         資本組入額       335円  
         割当先    当社代表取締役社長 久田 敏貴  
 4. 第三者割当増資により7,500,000株増加しております。  
     有償第三者割当       7,500,000株  
         発行価格           80円  
         資本組入額       40円  
         割当先    T B 1 株式会社  
 5. 第4回新株予約権の行使により、発行済株式総数が1,000,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ42,000千円増加しております。  
 6. 2021年4月1日から2021年5月31日までの間に、新株予約権の行使により発行済株式総数が875,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ36,750千円増加しております。

(5) 【所有者別状況】

2021年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人 以外	個人			
株主数 (人)	-	-	11	35	9	10	5,233	5,298	-
所有株式数 (単元)	-	-	1,697	85,190	641	37	36,311	123,876	1,300
所有株式数の 割合(%)	-	-	1.37	68.77	0.52	0.03	29.31	100	-

(6) 【大株主の状況】

2021年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数 に対する所有株式数 の割合(%)
T B 1 株式会社	東京都中央区銀座4丁目9-8	8,500	68.61
久田 敏貴	福岡市東区	2,342	18.91
a u カブコム証券株式会社	東京都千代田区大手町1-3-2	83	0.67
上遠野 俊一	福島県いわき市	49	0.40
海帆取引先持株会	名古屋市市中村区名駅4-15-15	24	0.19
ML INTL EQUITY DERIVATIVE (常任代理人B O F A証券株式会社)	MERRILL LYNCH FINANCIAL CENTRE 2 KING EDWARD STREET LONDON UNITED KINGDOM (東京都中央区日本橋1-4-1)	22	0.18
J.P.Morgan Securities pls (常任代理人JPモルガン証券株式会社)	25 Bank Street Canary Wharf London UK (東京都千代田区丸の内2-7-3)	20	0.16
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1-6-1	19	0.15
楽天証券株式会社	東京都港区南青山2-6-21	18	0.15
久田 由美子	名古屋市市中村区	17	0.14
計	-	11,098	89.55

(注) 前事業年度末において主要株主でなかったT B 1 株式会社は、当事業年度末現在では主要株主になっております。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2021年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 12,387,600	123,876	-
単元未満株式	普通株式 1,300	-	-
発行済株式総数	12,388,900	-	-
総株主の議決権	-	123,876	-

【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

- ( 3 ) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】  
該当事項はありません。
- ( 4 ) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】  
該当事項はありません。

### 3【配当政策】

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつと位置付けており、引き続き、成長のための投資に充当するための内部留保を確保しつつ、中長期的な見通し、財務状況等を勘案しながら配当を行うことを基本方針としております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当事業年度の配当につきましては、業績及び財務状況を勘案し、株主の皆様には誠に申し訳ございませんが、無配とさせていただきたいと存じます。

#### 4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

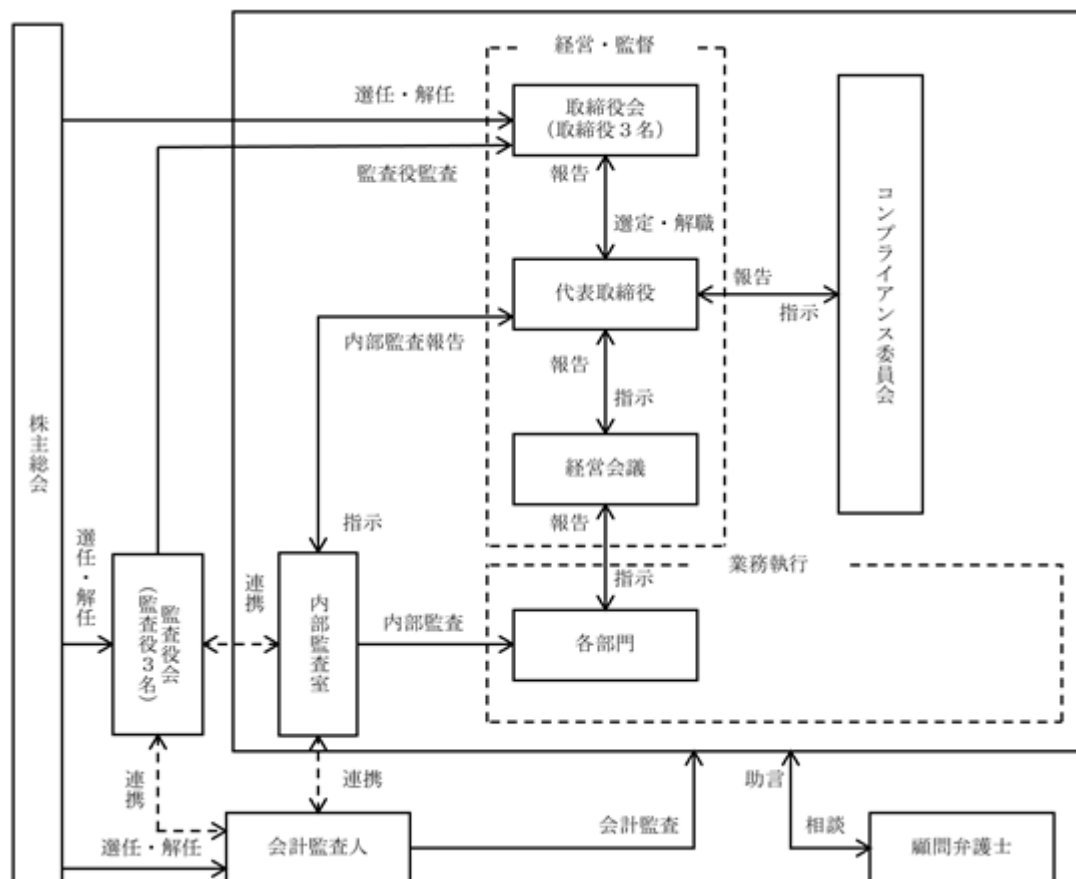
##### (1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、経営の健全性を確保し、株主及び利害関係者等に対する経営の透明性を高め、経営環境の変化に迅速かつ確に対応し企業価値の最大化を図ることは、経営上不可欠であると考えております。経営に対するチェック機能の強化、コンプライアンスの徹底、適時開示を念頭に置いた積極的な情報提供の実施については特に重視し、より一層の充実を図ってまいり所存であります。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社の企業統治の体制の概要を図によって示すと次のとおりであります。



##### a. 企業統治の体制の概要

###### (a) 取締役会

当社の取締役会は、代表取締役社長が議長を務め、その他取締役2名、監査役3名の計6名で構成されており、毎月の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会は、法令、定款に定められた事項のほか、取締役会規定に基づき重要事項を決議し、各取締役の業務執行の状況を監視できる体制となっております。

###### (b) 監査役会

当社は監査役会制度を採用しております。常勤監査役1名及び非常勤監査役2名の計3名で構成されており、3名全員が社外監査役であります。監査役会は、毎月の定時監査役会を開催しており、必要に応じて臨時監査役会を行う規定であります。常勤監査役は取締役会のほか、経営会議等の重要な会議に出席し、必要に応じて意見陳述を行う等、常に取締役の業務執行を監視できる体制となっております。

また、内部監査室及び会計監査人と随時情報交換を行うほか、定期的に社外役員によるミーティングを行う等連携を密にし、監査機能の向上を図っております。

###### (c) 経営会議

経営会議は、代表取締役が議長を務めております。その他メンバーは管理本部長、営業本部長、経理財務部長、人事総務部長、営業部長並びに常勤監査役で構成されております。原則として月1回開催し、各エリアや部署間共有を行い、全部署の進捗報告のうえ、決定事項の進捗や問題点を精査し、役員会への付議議案の決定を行っております。



(d) 内部監査室

内部監査室は、内部監査室長が内部監査規程に基づき、当社グループにおける業務活動に関して、運営状況、業務実施の有効性及び正確性、法令遵守の状況等について監査を定期的に行い、代表取締役社長に報告しております。

また、内部監査結果及び是正状況については、監査役に報告し、意見交換を行っております。

b. 当該企業統治の体制を採用する理由

当社は監査役会設置会社であり、現状の事業規模等を考慮して、当該体制が経営監視機能として有効であり、業務執行の観点からも当該体制が適切であると判断しております。

また、取締役は、迅速かつ的確な意思決定や業務遂行が重要であるとの考えから、業務に精通した社内取締役を選任しておりますが、客観的で広範かつ高度な視野を持つ社外取締役を選任しており、監査役3名全員（非常勤監査役2名）も社外監査役としておりますので、経営監視機能の有効性は確保されていると考えております。

企業統治に関するその他の事項

・内部統制システム及びリスク管理体制の整備の状況

当社は、職務分掌、職務権限等を定めた各種規程の整備と運用を通じて役職員の権限と責任を明確にし、業務が適正に遂行されるよう体制を整備しております。また、内部監査室を設置し、内部監査担当者は監査役及び会計監査人と連携して適宜業務監査を実施しております。

なお、当社は内部統制システムの整備のため、取締役会において以下の内容を決議しております。

a. 当社及び子会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (a) 取締役会は、法令、定款、株主総会決議、取締役会規程等に従い、経営に関する重要な事項を決定する。
- (b) 取締役会は、内部統制の基本方針を決定し、取締役が適切に内部統制システムを構築・運用し、それに従い職務執行しているかを監督する。
- (c) 取締役は、他の取締役と情報の共有を推進することにより、相互に業務執行の監督を行う。
- (d) 取締役は、各監査役が監査役会で定めた監査方針・計画のもと、監査を受ける。

b. 当社及び子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会、取締役会の議事録、経営及び業務執行に関わる重要な情報については、法令及び「文書管理規程」「稟議規程」等の関連規程に従い、適切に記録し、定められた期間保存する。また、その他関連規程は、必要に応じて適時見直し等の改善をする。

c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (a) 代表取締役社長は、管理本部長をリスク管理の総括責任者として任命し、効率と実効性の向上を目的として、リスクマネジメント委員会を統合したコンプライアンス委員会を設置させる。コンプライアンス委員会は、全社的なリスクの把握とその評価及び対応策の策定を行い、各担当取締役及び各部長と連携しながら、リスクを最小限に抑える体制を構築する。
- (b) リスク管理を円滑にするために、リスクマネジメント規程等社内の規程を整備し、リスクに関する意識の浸透、早期発見、未然防止、緊急事態発生時の対応等を定める。
- (c) 子会社は、当社が定めた「リスクマネジメント規程」を準用し、実践することとする。

d. 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (a) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関することを「取締役会規程」に定めるとともに、取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて臨時開催する。
- (b) 取締役は、ITを活用した情報システムを構築して、迅速かつ的確な経営情報把握に努める。

e. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (a) 代表取締役社長は、管理本部長をコンプライアンス管理の総括責任者として任命し、コンプライアンス委員会を設置させる。コンプライアンス委員会は、コンプライアンスに関する内部統制機能の強化を継続的に行える体制を推進・維持する。
- (b) 万が一、コンプライアンスに関する事態が発生した場合は、コンプライアンス委員会を中心に、代表取締役社長、取締役会、監査役会、顧問弁護士に報告される体制を構築する。
- (c) 当社の取締役及び使用人がコンプライアンスの徹底を実践できるように「コンプライアンスマニュアル」を定める。
- (d) 子会社は、当社が定めた「コンプライアンス規程」を準用し、実践することとする。
- (e) 当社は、コンプライアンスの違反やその恐れがある場合に、業務上の報告経路の他、社内外（常勤監査役・内部監査担当者・弁護士・社会保険労務士）に匿名で相談・申告できる「内部通報制度」を設置し、事態の迅速な把握と是正に努める。

f. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (a) 「関係会社管理規程」に基づき、関係会社の管理は、管理本部長が統括し、毎月、職務執行のモニタリングを行い、必要に応じて取締役会への報告を行う。
- (b) 内部監査室は、企業集団の内部監査を行い、その結果を取締役に報告する。
- g. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
  - (a) 当社は、監査役職務を補助する使用人は配置していないが、監査役が必要と判断した場合、取締役会はそれに従って、当該使用人を任命及び配置する。
  - (b) 補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けない。
- h. 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
  - (a) 監査役は、取締役会以外にも経営会議等の業務執行の重要な会議へ出席し、当社における重要事項や損害を及ぼす恐れのある事実等について報告を受ける。
  - (b) 取締役及び使用人は、取締役会に付議する重要な事項と重要な決定事項、その他重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、その他必要な重要事項を監査役に報告する。
  - (c) 取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合、速やかに、監査役に報告する。
- i. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - (a) 監査役会は、代表取締役社長と定期的に会合を開き、意思の疎通及び意見交換を実施する。
  - (b) 監査役は、会計監査人及び内部監査担当とも意見交換や情報交換を行い、連携を保ちながら必要に応じて調査及び報告を求める。
- j. 反社会的勢力排除に向けた基本方針及び体制  
当社は、反社会的勢力・団体・個人とは一切関わりを持たず、不当・不法な要求にも応じないことを基本方針とする。その旨を取締役及び使用人に周知徹底するとともに、平素より関係行政機関等からの情報収集に努め、事案の発生時には関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡を取り、組織全体として速やかに対処できる体制を整備する。

#### ・責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）または監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

#### ・役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。このD&O保険契約の被保険者は、当社の全役員及び執行役員及び管理職従業員及び会計監査人であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

契約内容は以下のとおりであります。

- ・保険期間は2021年4月17日から2022年4月17日です。
- ・補償対象としている保険事故の概要は次のとおりです。
  - ( ) 会社の役員としての業務につき行った行為または不作為に起因して、保険期間中に株主または第三者から損害賠償請求された場合に、それによって役員が被る損害（法律上の損害賠償金、訴訟費用）を補償対象としています。
  - ( ) このほか、現に損害賠償請求がなされていなくても、損害賠償請求がなされるおそれがある状況が発生した場合に、被保険者である役員がそれらに対応するために要する費用も補償対象としています。

#### ・取締役、監査役の数

当社の取締役は7名以内、監査役は3名以内とする旨定款に定めております。

・取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数によって選任する旨、及び累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

・自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

・中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として、中間配当することができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

・株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別議決の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性6名 女性 - 名 (役員のうち女性の比率 - %)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	國松 晃	1975年12月30日生	2000年8月 株式会社マック入社 2014年6月 株式会社イーダイニング入社 代表取締役就任 2018年11月 当社入社 社長室長 2019年6月 当社 取締役副社長就任 2021年1月 当社 代表取締役社長就任(現任)	(注)3	-
取締役	平林 茂	1958年4月15日生	1982年5月 株式会社国際交流サービス入社 1983年6月 国際物流株式会社 代表取締役就任 2010年2月 アーバンプロダクツ株式会社 社外取締役就任(現任) 2018年10月 株式会社デンドリックス 取締役就任(現任) 2019年2月 バイオアクセル株式会社 代表取締役就任(現任) 2020年11月 株式会社セルサイエンス 社外取締役就任(現任)	(注)3	-
取締役	岡本 昭彦	1958年8月22日生	1981年4月 株式会社大沢商会入社 1984年7月 ジャパン・インドネシア・オイル株式会社入社 1995年1月 東京電力株式会社入社 2002年7月 株式会社日本総合研究所 創発戦略センター 副主任研究員就任 2003年5月 株式会社インボイス 取締役就任 2017年7月 株式会社医療総合システム 代表取締役就任(現任)	(注)3	-
常勤監査役	神田 敏行	1960年2月11日生	1991年6月 株式会社サガミチェーン(現 株式会社サガミホールディングス)入社 2007年2月 同社開発部長就任 2011年2月 同社内部統制・監査室長就任 2013年6月 同社監査役就任 2017年6月 当社監査役就任(現任) 2017年6月 株式会社魚帆 監査役就任	(注)4	-
監査役	細野 順三	1971年10月26日生	1997年3月 株式会社財務工房入社 2004年2月 ソルト・コンソーシアム株式会社 社外監査役就任(現任) 2004年11月 Freebalance株式会社 代表取締役就任(現任) 2013年6月 当社社外監査役就任(現任) 2014年2月 COMPANY X株式会社 監査役就任(現任) 2015年5月 株式会社ジェイグループホールディングス 社外取締役就任(現任) 2017年10月 株式会社ファッズ 社外取締役就任(現任) 2017年11月 株式会社テイクユー 社外監査役就任(現任)	(注)4	15,794

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役	竹尾 卓朗	1974年2月10日生	1996年4月 森永乳業株式会社入社 2006年12月 あらた監査法人(現PwCあらた有限責任監査法人)入所 2015年10月 竹尾公認会計士事務所設立 所長(現任) 2016年7月 CTS監査法人設立 代表社員就任(現任) 2017年6月 当社監査役就任(現任) 2021年4月 株式会社ひかりホールディングス 監査役就任(現任)	(注)4	1,467
計					17,261

- (注) 1. 取締役平林茂及び岡本昭彦は、社外取締役であります。
2. 監査役神田敏行、細野順三及び竹尾卓朗は、社外監査役であります。
3. 2021年6月25日開催の定時株主総会終結の時から、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
4. 2021年6月25日開催の定時株主総会終結の時から、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
5. 当社は、法令に定める監査役の数に欠くようになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査役1名を選任しております。補欠監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴		所有株式数 (株)
伊藤 歌奈子	1983年2月10日生	2006年10月	弁護士登録	-
		2006年10月	石原法律事務所勤務	
		2016年12月	小林クリエイイト株式会社 社外監査役	

#### 社外役員の状況

当社の社外取締役は2名、社外監査役は3名であります。

社外取締役と当社との間には、人的関係、資本的关系、取引関係及びその他の利害関係はなく、当社の事業関係における業務執行者にも該当していません。また本書提出日現在において、社外監査役細野順三氏は当社株式を15,794株、竹尾卓朗氏は1,467株保有しております。社外監査役と当社との間には、細野氏及び竹尾氏との資本的关系以外に人的関係、資本的关系、取引関係及びその他の利害関係はなく、当社の事業関係における業務執行者にも該当していません。

当社は、社外取締役又は社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針を特に定めておりませんが、その選任にあたっては、東京証券取引所が定める独立役員の独立性に関する基準等を参考にしております。当社の社外取締役2名及び社外監査役3名を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出をしております。

社外取締役平林茂氏は、豊富な会社経営の経験を有しており、客観的で広範囲かつ高度な視野での当社の企業活動への助言を期待して選任しております。また社外取締役岡本昭彦氏は豊富な会社経営の経験を有しており、客観的で広範囲かつ高度な視野での当社の企業活動への助言を期待して選任しております。

社外監査役神田敏行氏は、会計及び経営に関する業務経験が豊富であることから、業務執行面での有効な監査を期待して選任しております。社外監査役細野順三氏は、経営コンサルティング業を営む会社の経営者として、経営及び財務に関する豊富なコンサルティング経験を有しております。また、社外監査役竹尾卓朗氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しておりますので、公認会計士として培われた知見に基づいた視点での監査を期待して選任しております。

なお、社外監査役は取締役会に出席するほか、社内の重要会議に可能な限り出席し、議案及び報告事項についての意見交換並びに質疑応答等を行い、経営の監視を行っております。さらに、社外監査役は代表取締役と定期的に会合を行い、経営上の課題や監査上の課題等について意見交換し、代表取締役との相互認識を深めるとともに、会計監査人との定期的な会合を通じて相互連携を図っております。

#### 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会への出席等を通じて監査役監査、会計監査及び内部監査の報告を受け、必要に応じて意見を述べることにより、取締役の職務執行に対する監督機能を果たしております。また、取締役会の一員としての意見又は助言により、内部統制部門を有効に機能させることを通じて、適正な業務執行の確保に努めております。

社外監査役は、監査役会及び取締役会への出席及び会計監査人からの報告等を通じて、直接または間接的に会計監査及び内部監査の報告を受け、必要に応じて意見を述べることにより、監査の実効性を高めております。そのうえで、財務・会計・法律等の高い専門性により監査役監査を実施しております。また、取締役会において内部統制部門の報告に対して、必要に応じて意見を述べる等、適正な業務執行の確保に努めております。

## (3) 【監査の状況】

## 監査役監査の状況

監査役会は社外監査役3名で構成され、原則として毎月1回開催されております。各監査役は、取締役会・経営会議等の重要会議に出席し、経営全般及び個別案件に関して公正不偏の立場で意見陳述を行うとともに、法令等遵守体制やリスク管理体制を含む内部統制システムの状況を調査する等、取締役の職務執行を監査しております。また、会計監査人であるフロンティア監査法人及び内部監査部門である内部監査室と緊密な連携を保ち、監査計画及び監査結果を聴取するとともに、期中においても必要な意思疎通及び情報交換を行い、効果的かつ効率的な監査を実施しております。

監査役会は、監査役3名（常勤監査役1名、非常勤監査役2名）で構成され、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議を行い、必要に応じて勧告をします。また、監査役は取締役会に出席し、議案及び報告事項についての意見交換並びに質疑応答等を行い、経営の監視をしております。さらに、監査役は代表取締役と定期的に会合を行い、経営上の課題や監査上の課題等について意見交換し、代表取締役との相互認識を深めるとともに、会計監査人との定期的な会合を通じて相互連携を図っております。

当事業年度において当社は監査役会を14回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
常勤監査役 神田敏行	14回	14回
監査役 細野順三	14回	14回
監査役 竹尾卓朗	14回	14回

監査役会における主な検討事項は、当事業年度における監査役監査計画に記載した重点監査項目であり、次のものを内容としております。

- イ．会社の基本理念、行動検証および経営方針の遂行状況
- ロ．取締役会およびその他重要会議における経営判断の適法性、合理性、妥当性
- ハ．内部統制システムの構築とその運用状況
- ニ．企業コンプライアンスの遂行状況
- ホ．人材の確保、育成への取組をはじめとしたリスク管理体制

また、常勤監査役の活動として、経営会議、営業本部会議、管理本部会議、コンプライアンス委員会、懲罰委員会等、取締役会以外の重要会議に出席し、監査役会にて情報を共有するとともに、経営の監視に役立っているほか、当社が運営する各店舗に訪問して状況を調査し、必要に応じて助言、提言を行なうとともに、監査役会にてその情報を提供しております。

なお、常勤監査役神田敏行氏は、他社での業務経験が豊富であり、会計及び経営に関する相当程度の知見を有しております。監査役細野順三氏は、経営コンサルティング業を営む会社の経営者として、経営及び財務に関する豊富なコンサルティング経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。監査役竹尾卓朗氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

## 内部監査の状況

内部監査部門といたしましては社長直轄の「内部監査室」（1名）があり、業務監査を実施し問題点の把握、改善指導を行っております。

当社の内部監査は、内部監査室を設け専任の担当者1名を配置しております。内部監査は、年間監査計画に基づき、店舗又は部門毎に実施し、監査報告書及び改善指摘事項を当該店舗又は部門に報告し、改善方針書を受領した上で、改善状況の確認を行っております。また、内部監査担当者は監査役及び会計監査人と情報交換を行い、相互連携を図るとともに、監査役及び会計監査人からの助言等を得て内部監査の充実を図っております。

## 会計監査の状況

## イ．監査法人の名称

フロンティア監査法人

## ロ．継続監査期間

1年間

## ハ．業務を執行した公認会計士

藤井 幸雄

本郷 大輔

## 二．監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 8名

### ホ．監査法人の選定方針と理由

当社は、会計監査人の選定及び評価に際しては、当社の広範な行う内容に対応して効率的な監査業務を実施することができる一定の規模を持つこと、審査体制が整備されていること、監査日数、監査期間及び具体的な監査実施要領並びに監査費用が合理的かつ妥当であること、さらに監査実績等により総合的に判断いたします。また、日本公認会計士協会の定める「独立性に関する指針」に基づき独立性を有することを確認するとともに、必要な専門性を有することについて検証し、確認いたします。

### ヘ．監査役会による監査法人の評価

当社の監査役会は、監査法人に対して評価を行っており、同法人による会計監査は、適正に行われていることを確認しております。

また、監査役会は、会計監査人の再任に関する確認決議をしており、その際には日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」に基づき、総合的に評価しております。

### ト．監査人の異動

当社の監査法人は次のとおり異動しております。

前事業年度 監査法人東海会計社

当事業年度 フロンティア監査法人

なお、臨時報告書に記載した事項は次のとおりであります。

選任する監査公認会計士等の名称

フロンティア監査法人

退任する監査法人公認会計士等の名称

監査法人東海会計社

異動の年月日 2020年6月30日

退任する監査公認会計士等が監査公認会計士等となった年月日 2012年3月30日

退任する監査公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等における意見等に関する事項

該当事項はありません。

当該異動の決定又は当該異動に至った理由及び経緯

当社の会計監査人である監査法人東海会計社は、2020年6月30日開催の第17期定時株主総会の終結のときをもって任期満了となります。当社の監査役会は、会計監査人として監査法人東海会計社を選任してきておりますが、新たな視点での監査が期待できることをより重視して、また、監査報酬の相当性等の観点から、今後の当社の会計監査人について、複数の監査法人を候補対象者として検討いたしました。その結果、当社の監査役会としては、上記の理由により、フロンティア監査法人を新たな会計監査人として適任であろうと判断したものであります。

上記の理由及び経緯に対する意見

退任する監査公認会計士等の意見

特段の意見は無い旨の回答を得ております。

監査役会の意見

妥当であると回答を得ております。



監査報酬の内容等

イ．監査公認会計士等に対する報酬

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
15,000	-	15,000	-

ロ．監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容  
該当事項はありません。

ハ．監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する報酬につきましては、監査計画の範囲・内容・日数などの妥当性を勘案し、監査役会の同意を得たうえで決定しております。

ニ．監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の実査計画・監査の実施状況及び報酬見積もりの算定根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社の役員報酬等は、担当職務、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案して決定しております。

当社の役員報酬等に関する株主総会の決議年月日は2014年6月27日であり、決議の内容は取締役年間報酬総額の上限を300,000千円（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。定款で定める取締役の員数は7名以内とする。本有価証券報告書提出日現在は6名）、監査役年間報酬総額の上限を50,000千円（定款で定める監査役の員数は3名以内とする。本有価証券報告書提出日現在は3名）とするものです。

当社の取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は、取締役会により委任された代表取締役社長 國松晃であり、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、担当職務、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案して決定する権限を有しております。監査役の報酬等は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、常勤、非常勤の別、業務分担の状況を考慮して、監査役の協議により決定しております。

なお、提出会社の役員が当事業年度に受けている報酬等は、固定報酬のみであります。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	左記のうち、非金銭報酬等	
取締役(社外取締役を除く)	65,421	65,421	-	-	-	5
社外役員	10,620	10,620	-	-	-	4
合計	76,041	76,041	-	-	-	9

(注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 取締役の報酬限度額は、2014年6月27日開催の第11期定時株主総会において、年額300,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議しております。

3. 監査役の報酬限度額は、2014年6月27日開催の第11期定時株主総会において、年額50,000千円以内と決議しております。

(5) 【株式の保有状況】

1. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

該当事項はありません。

2. 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

## 第5【経理の状況】

### 1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）の財務諸表について、フロンティア監査法人により監査を受けております。

### 3．連結財務諸表について

「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、連結財務諸表は作成していません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。

資産基準	0.4%
売上高基準	0.0%
利益基準	0.0%
利益剰余金基準	0.0%

### 4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適時・適切に把握し財務諸表を適正に作成できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、印刷会社等が主催する研修会への参加並びに会計専門書の購読を行っております。

## 1【財務諸表等】

## (1)【財務諸表】

## 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	368,209	44,796
売掛金	26,638	8,825
原材料	35,124	10,237
貯蔵品	2,642	855
前払費用	50,189	16,831
未収入金	233	206,883
未収消費税等	1,636	24,320
その他	2,066	2,413
貸倒引当金	165	252
流動資産合計	486,575	314,912
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	1 354,439	1 165,036
車両運搬具（純額）	1 13,666	1 738
工具、器具及び備品（純額）	1 34,028	1 12,575
リース資産（純額）	1 25,945	1 6,307
土地	29,737	29,737
その他（純額）	1 6,924	1 201
有形固定資産合計	464,743	214,596
無形固定資産		
のれん	22,345	4,357
商標権	2,263	678
ソフトウエア	2,124	1,459
その他	1,109	1,109
無形固定資産合計	27,842	7,605
投資その他の資産		
関係会社株式	-	3,000
長期前払費用	4,456	2,820
敷金及び保証金	272,129	144,981
その他	182	36,413
投資その他の資産合計	276,768	187,216
固定資産合計	769,354	409,417
資産合計	1,255,930	724,330

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	170,243	15,676
短期借入金	-	1,800
1年内償還予定の社債	9,000	-
1年内返済予定の長期借入金	365,270	362,469
リース債務	39,952	5,792
未払金	215,826	240,698
未払法人税等	22,250	48,624
前受金	29,515	5,618
預り金	30,239	41,204
株主優待引当金	19,019	5,518
事業整理損失引当金	84,787	71,739
資産除去債務	-	11,834
その他	1,169	4,680
流動負債合計	987,274	815,656
固定負債		
長期借入金	532,295	480,664
リース債務	12,234	1,879
資産除去債務	33,759	37,363
繰延税金負債	3,656	3,960
その他	1,501	31,269
固定負債合計	583,447	555,137
負債合計	1,570,721	1,370,793
純資産の部		
株主資本		
資本金	294,069	636,069
新株式申込証拠金	-	2,400,000
資本剰余金		
資本準備金	280,757	622,757
資本剰余金合計	280,757	622,757
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	889,891	1,956,290
利益剰余金合計	889,891	1,956,290
株主資本合計	315,064	657,463
新株予約権	273	11,000
純資産合計	314,791	646,463
負債純資産合計	1,255,930	724,330

## 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
売上高	3,977,825	861,147
売上原価		
原材料期首たな卸高	46,309	35,124
当期原材料仕入高	1,109,386	232,734
合計	1,155,696	267,859
原材料期末たな卸高	35,124	10,237
売上原価合計	1,120,571	257,621
売上総利益	2,857,253	603,525
販売費及び一般管理費	<sup>1</sup> 3,322,392	<sup>1</sup> 1,537,316
営業損失( )	465,138	933,790
営業外収益		
受取利息	125	311
不動産賃貸料	4,285	-
受取手数料	875	444
助成金収入	-	162,985
その他	7,091	9,034
営業外収益合計	12,377	172,775
営業外費用		
支払利息	6,674	25,358
社債利息	177	40
不動産賃貸費用	3,055	-
その他	7,752	5,125
営業外費用合計	17,660	30,525
経常損失( )	470,421	791,540
特別利益		
固定資産売却益	<sup>2</sup> 17,443	<sup>2</sup> 29,893
受取保険金	4,831	13,800
受取補償金	95,000	-
債務免除益	-	27,012
その他	4,787	3,139
特別利益合計	122,062	73,847
特別損失		
固定資産除却損	<sup>3</sup> 35,310	<sup>3</sup> 13,221
減損損失	<sup>4</sup> 212,450	<sup>4</sup> 195,404
事業整理損失引当金繰入額	84,787	112,331
その他	-	7,622
特別損失合計	332,548	328,580
税引前当期純損失( )	680,907	1,046,274
法人税、住民税及び事業税	11,041	19,819
法人税等調整額	3,656	304
法人税等合計	14,697	20,124
当期純損失( )	695,604	1,066,398

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	194,072	180,760	180,760	194,286	194,286	180,545
当期変動額						
新株の発行	99,997	99,997	99,997			199,995
当期純損失（ ）				695,604	695,604	695,604
当期変動額合計	99,997	99,997	99,997	695,604	695,604	495,609
当期末残高	294,069	280,757	280,757	889,891	889,891	315,064

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	273	180,818
当期変動額		
新株の発行		199,995
当期純損失（ ）		695,604
当期変動額合計	-	495,609
当期末残高	273	314,791

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	新株式申込証拠金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計
			資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計	
					繰越利益剰余金		
当期首残高	294,069	-	280,757	280,757	889,891	889,891	315,064
当期変動額							
新株の発行	300,000		300,000	300,000			600,000
新株の発行（新株予約権の行使）	42,000		42,000	42,000			84,000
新株式申込証拠金の払込		40,000					40,000
当期純損失（ ）					1,066,398	1,066,398	1,066,398
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	342,000	40,000	342,000	342,000	1,066,398	1,066,398	342,398
当期末残高	636,069	40,000	622,757	622,757	1,956,290	1,956,290	657,463

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	273	314,791
当期変動額		
新株の発行		600,000
新株の発行（新株予約権の行使）		84,000
新株式申込証拠金の払込		40,000
当期純損失（ ）		1,066,398
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	10,727	10,727
当期変動額合計	10,727	331,671
当期末残高	11,000	646,463



## 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税引前当期純損失( )	680,907	1,046,274
減価償却費	194,101	104,455
減損損失	212,450	195,404
受取利息及び受取配当金	125	311
支払利息	6,674	25,358
有形固定資産売却損益( は益)	17,443	29,893
債務免除益	-	27,012
助成金収入	-	162,985
売上債権の増減額( は増加)	17,724	15,175
たな卸資産の増減額( は増加)	11,935	26,674
仕入債務の増減額( は減少)	55,828	175,827
株主優待引当金の増減額( は減少)	3,014	13,500
事業整理損失引当金の増減額( は減少)	84,787	13,048
固定資産除却損	35,310	13,221
受取保険金	4,831	13,800
社債利息	177	40
受取補償金	95,000	-
子会社清算損益( は益)	4,787	-
未払金の増減額( は減少)	44,557	24,849
未払消費税等の増減額( は減少)	9,936	22,684
その他	2,011	40,794
小計	329,380	1,059,364
利息及び配当金の受取額	123	8
利息の支払額	6,852	25,379
法人税等の還付額	12,490	527
助成金の受取額	-	37,620
補償金の受取額	95,000	-
保険金の受取額	4,831	13,800
営業活動によるキャッシュ・フロー	223,786	1,032,787
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	203,224	22,705
有形固定資産の売却による収入	21,791	38,488
固定資産の除却による支出	10,536	1,525
子会社の清算による収入	12,000	-
事業譲受による支出	70,417	-
短期貸付金の増減額( は増加)	3,141	-
長期貸付金の回収による収入	12,000	-
敷金及び保証金の差入による支出	31,229	692
敷金及び保証金の回収による収入	33,163	91,563
その他	163	24,588
投資活動によるキャッシュ・フロー	233,148	80,540

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額（は減少）	-	1,800
長期借入れによる収入	310,000	56,755
長期借入金の返済による支出	596,487	111,187
社債の償還による支出	14,000	9,000
株式の発行による収入	199,995	600,000
新株予約権の発行による収入	-	15,000
新株予約権の行使による株式の発行による収入	-	80,000
配当金の支払額	10	4
リース債務の返済による支出	82,356	44,514
その他	-	39,986
財務活動によるキャッシュ・フロー	182,859	628,834
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	639,793	323,412
現金及び現金同等物の期首残高	1,008,002	368,209
現金及び現金同等物の期末残高	368,209	44,796

【注記事項】

( 継続企業の前提に関する事項 )

当社は、2020年4月1日から2021年3月31日までの事業年度におきまして当期純損失1,066,398千円を計上しており、2021年3月31日現在におきましても貸借対照表上646,463千円の債務超過となっております。

また新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、当社としても、政府及び自治体からの各種要請等を受けて、一部店舗の臨時休業や営業時間短縮を実施しております。この結果、2020年3月以降、当社店舗への来店客数は顕著に減少したため、売上高が著しく減少し、資金繰りに懸念が生じております。

これらにより、当社には継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせる事象または状況が存在しております。

当該状況を早期に解消するため、当社では役員報酬や給与の減額、緊急経済対策に基づく税金及び社会保険料の納税猶予制度の利用、雇用調整助成金及び政府及び自治体の助成金利用、その他の費用削減等の施策を行い、さらに2021年1月6日に実施しました臨時株主総会にて承認決議された「第三者割当による新株式の発行及び第4回新株予約権の発行」を実施し、当社の財務状況の安定化を図ることとしております。

また、営業面では不採算店舗の退店及びテイクアウト導入店舗の拡大を進めております。これらの対応策により、安定的な利益の確保と財務状況の改善を図ってまいります。

さらに当該財務体質の改善をより確実なものとするために、積極的なエクイティファイナンスを検討しております。また、将来の事業拡大に備えた機動的な資金調達を図ってまいります。

なお、主要な仕入取引先や借入先に対しては、本施策について丁寧な説明を行い、ご理解を頂けるよう最善を尽くしております。

以上のような改善施策の実行により、収益力及び財務体質の改善を図ってまいります。しかしながら、今後の資金調達については現時点での計画であり、関係機関の状況に左右される部分があることや、新型コロナウイルス感染症の今後の広がり方や収束時期は不透明であり、売上高等に及ぼす影響の程度や期間を予測することは困難であるため、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を財務諸表には反映しておりません。

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

事業年度末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

ただし、建物(附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、法人税法の規定に基づき、3年間で均等償却を行っております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	2～31年
車両運搬具	2～6年
工具、器具及び備品	2～15年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年)に基づいて、それぞれ償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零(ただし、残価保証がある場合は当該金額)とする定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当期負担額を計上しております。

(3) 株主優待引当金

株主優待制度に伴う支出に備えるため、今後発生すると見込まれる額を計上しております。

(4) 事業整理損失引当金

事業整理に伴い発生する損失に備えるため、当事業年度末における損失見積額を計上しております。

5. のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。

6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手元資金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月に償還期限の到来する短期投資からなっております。

7. その他財務諸表作成のための基礎となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(重要な会計上の見積り)

1. 固定資産の減損損失

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

有形固定資産	214,596千円
無形固定資産	7,605千円
長期前払費用(投資その他の資産)	2,820千円
減損損失	195,404千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

減損損失の判断においては、主として2期連続して営業損益がマイナスとなっている資産又は資産グループについて減損の兆候があると判断しております。資産のグルーピングにあたっては、各店舗等、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生成する資産グループを最小単位としております。

減損の兆候があると認められた資産又は資産グループについては、過年度の営業損益をベースとした数値に主要な資産の残存耐用年数を乗じたものを割引前将来キャッシュ・フローと仮定し、これが帳簿価額を下回る場合に減損損失を認識すべきとの判断をしております。

減損損失を認識すべきと判断された資産又は資産グループについては、資産の帳簿価額と回収可能価額を比較することにより実施し、回収可能価額が帳簿価額を下回る場合には減損損失を計上しております。

回収可能価額の算定にあたっては、資産の使用から生み出される将来キャッシュ・フローの割引現在価値と最終的な処分から生み出される将来キャッシュ・フローの割引現在価値を見積っております。

これらの見積りは、経営者による最善の見積りにより行っておりますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による事業への影響について、今後の広がり方や収束時期等に関して不確実性が高い事象であると考え、本件が当社の業績に与える影響については、今後ゆるやかに収束に向かうものの2022年3月までの一定期間にわたり継続するとの仮定を置き、会計上の見積りをおこなっていることから、翌事業年度の財務諸表において重要な減損損失を計上する可能性があります。

2. 事業整理損失引当金

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

事業整理損失引当金	71,739千円
事業整理損失引当金繰入額	112,331千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

事業整理損失引当金は、事業整理、店舗の閉鎖又は業態転換により、将来発生すると見込まれる店舗の撤退費用を計上しております。引当金として認識する金額は、契約条件や過去の撤退実績等を考慮して、将来支出の発生時期及び金額を見積もっております。

当該見積りは経営者による最善の見積りにより行っておりますが、実際の結果と異なる可能性があります。そのため、翌事業年度の財務諸表において事業整理損失引当金の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

## (未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

## (1) 概要

国際会計基準審議会( IASB) 及び米国財務会計基準審議会( FASB) は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」( IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606) を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされており。

## (2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

## (3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり。

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

## (1) 概要

国際会計基準審議会( IASB) 及び米国財務会計基準審議会( FASB) が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス(国際財務報告基準( IFRS) においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」) を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされており。

## (2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

## (3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で未定であります。

(表示方法の変更)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る内容については記載しておりません。

(貸借対照表関係)

前事業年度において、流動資産の「その他」に含めていた「未収入金」及び「未収消費税等」は、重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「その他」に表示していた3,936千円は、「未収入金」233千円、「未収消費税等」1,636千円、「その他」2,066千円として組み替えております。

前事業年度において、流動負債の「その他」に含めていた「預り金」は、重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。

この結果、前事業年度の貸借対照表の「流動負債」の「その他」に表示していた31,408千円は、「預り金」30,239千円、「その他」1,169千円として組み替えております。

(キャッシュ・フロー計算書)

前事業年度において、独立掲記しておりました「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「長期前払費用の増減額」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度のキャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」に表示していた「長期前払費用の増減額」5,301千円、「その他」3,289千円は、「その他」2,011千円として組み替えております。

(貸借対照表関係)

1.有形固定資産の減価償却累計額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
建物	1,315,436千円	501,777千円
車両運搬具	64,803千円	1,473千円
工具、器具及び備品	358,767千円	219,843千円
リース資産	389,466千円	205,548千円
その他	23,693千円	17,346千円
計	2,152,167千円	945,989千円

(注)減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

2.新株式申込証拠金は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
株式の発行数	-株	500,000株
資本金増加の日	-	2021年4月6日
資本準備金に繰り入れる予定の金額	-千円	20,000千円

(損益計算書関係)

1.販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度81%、当事業年度73%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度19%、当事業年度27%であります。

主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
給料手当	1,398,648千円	439,194千円
地代家賃	537,084千円	377,059千円
減価償却費	194,101千円	104,455千円

2.固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
車両運搬具	12,243千円	10,925千円
その他	5,200千円	18,968千円
計	17,443千円	29,893千円

3.固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
建物	21,648千円	9,443千円
工具、器具及び備品	127千円	913千円
リース資産	3,060千円	1,372千円
その他	10,473千円	1,492千円
計	35,310千円	13,221千円



4. 減損損失

当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。  
前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

場 所	用 途	種 類
東京都杉並区	店舗	建物等
東京都豊島区	店舗	建物等
愛知県一宮市	店舗	建物等
愛知県岡崎市	店舗	建物等
愛知県江南市	店舗	建物等
愛知県小牧市	店舗	建物等
愛知県瀬戸市	店舗	建物等
愛知県丹羽郡扶桑町	店舗	建物等
愛知県知多郡阿久比町	店舗	建物等
愛知県東海市	店舗	建物等
愛知県半田市	店舗	建物等
愛知県豊田市	店舗	建物等
愛知県北名古屋市	店舗	建物等
愛知県名古屋市	店舗	建物等
岐阜県岐阜市	店舗	建物等
三重県伊賀市	店舗	建物等
三重県伊勢市	店舗	建物等
三重県三重郡菟野町	店舗	建物等
三重県四日市市	店舗	建物等
三重県津市	店舗	建物等
滋賀県長浜市	店舗	建物等
滋賀県彦根市	店舗	建物等
静岡県静岡市	店舗	建物等
静岡県浜松市	店舗	建物等
大阪府大阪市	店舗	建物等
福岡県福岡市	店舗	建物等
熊本県菊池郡菊陽町	店舗	建物等
沖縄県那覇市	店舗	建物等

当社は、資産について、店舗を基準にしてグルーピングを行っております。

当事業年度において、収益性が著しく低下した店舗について、資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額212,450千円（建物及び構築物155,960千円、工具、器具及び備品18,297千円、その他38,192千円）を減損損失として計上しました。

当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、売却等が困難な資産は、0円として評価しております。

なお、将来の収益改善が見込まれる店舗の回収可能価額は使用価値により算定し、割引率は8.0%を用いております。

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

場 所	用 途	種 類
東京都杉並区	店舗	建物等
三重県四日市市	店舗	建物等
三重県三重郡朝日町	店舗	建物等
岐阜県岐阜市	店舗	建物等
愛知県名古屋市天白区	店舗	建物等
愛知県名古屋市港区	店舗	建物等
愛知県豊田市	店舗	建物等
愛知県半田市	店舗	建物等
愛知県東海市	店舗	建物等
愛知県弥富市	店舗	建物等
愛知県豊橋市	店舗	建物等
愛知県知立市	店舗	建物等
愛知県大府市	店舗	建物等
愛知県常滑市	店舗	建物等
愛知県高浜市	店舗	建物等
愛知県犬山市	店舗	建物等
三重県鈴鹿市	店舗	建物等
静岡県浜松市	店舗	建物等

当社は、資産について、店舗を基準にしてグルーピングを行っております。

当事業年度において、収益性が著しく低下した店舗について、資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額195,404千円（建物164,709千円、工具、器具及び備品9,322千円、のれん12,599千円、その他8,772千円）を減損損失として計上しました。

当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、売却等が困難な資産は、0円として評価しております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	3,590,400	298,500	-	3,888,900
合計	3,590,400	298,500	-	3,888,900
自己株式				
普通株式	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	273
	合計	-	-	-	-	-	273

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

無配につき記載すべき事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

無配につき記載すべき事項はありません。

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式（注）	3,888,900	8,500,000	-	12,388,900
合計	3,888,900	8,500,000	-	12,388,900
自己株式				
普通株式	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

（注）発行済株式の総数の増加8,500,000株は、第三者割当による新株の発行による増加7,500,000株及び新株予約権の行使による増加1,000,000株によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当事業年度末残高（千円）
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	第4回新株予約権（注）1, 2	普通株式	-	3,750,000	1,000,000	2,750,000	11,000
合計			-	3,750,000	1,000,000	2,750,000	11,000

（注）1. 第4回新株予約権の当事業年度増加は、新株予約権の発行によるものであります。

2. 第4回新株予約権の当事業年度減少は、新株予約権の行使によるものであります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

無配につき記載すべき事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

無配につき記載すべき事項はありません。

（キャッシュ・フロー計算書関係）

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 （自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）	当事業年度 （自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）
現金及び預金勘定	368,209千円	44,796千円
預入期間が3か月を超える定期預金	-	-
現金及び現金同等物	368,209	44,796

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

主として、店舗内什器備品、車両及びコピー機(「機械装置及び運搬具」、「工具、器具及び備品」)であります。

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「3. 固定資産の減価償却の方法 (3)リース資産」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位:千円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
1年内	227	-
1年超	-	-
合計	227	-

## (金融商品関係)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、主に短期的な預金に限定し、資金調達については、設備投資計画に照らして、必要な資金を主に銀行借入により調達しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク

売掛金、未収入金、敷金及び保証金は、取引先の信用リスクに晒されております。買掛金、未払金及び未払法人税等は、おおむね1年以内の支払い期日であります。借入金及びリース債務の用途は、主に設備投資目的であり、償還日は最長で決算日後6年であります。このうち、一部の長期借入金について金利変動リスクに晒されております。

## (3) 金融商品に係るリスク管理体制

## 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権に係る信用リスクは、担当部署が信用状態を検証し、相手先の状況のモニタリングを行い、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

## 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

借入金については、担当部門における責任者が支払金利の変動を定期的にモニタリングし、金利変動リスクの早期把握を図っております。

## 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

## (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2.参照）。

前事業年度（2020年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	368,209	368,209	-
(2) 売掛金	26,638	26,638	-
資産計	394,847	394,847	-
(1) 買掛金	170,243	170,243	-
(2) 未払金	215,826	215,826	-
(3) 未払法人税等	22,250	22,250	-
(4) 社債(*)	9,000	8,986	13
(5) 長期借入金(*)	897,565	895,055	2,509
(6) リース債務(*)	52,186	52,110	76
負債計	1,367,073	1,364,473	2,599

(\*)社債、長期借入金、リース債務には、それぞれ1年内返済予定分を含めております。

当事業年度（2021年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	44,796	44,796	-
(2) 売掛金	8,825	8,825	-
(3) 未収入金	206,883	206,883	-
(4) 未収消費税等	24,320	24,320	-
資産計	284,826	284,826	-
(1) 買掛金	15,676	15,676	-
(2) 短期借入金	1,800	1,800	-
(3) 未払金	240,698	240,698	-
(4) 未払法人税等	48,624	48,624	-
(5) 預り金	41,204	41,204	-
(6) 長期借入金(*)	843,133	843,011	122
(7) リース債務(*)	7,671	7,657	14
負債計	1,198,808	1,198,672	136

(\*)社債、長期借入金、リース債務には、それぞれ1年内返済予定分を含めております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 未収入金、(4) 未収消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金、(4) 未払法人税等、(5) 預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金

変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額に等しいことから、当該帳簿価額によっております。一方、固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(7) リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を、同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
関係会社株式	-	3,000
敷金及び保証金	272,129	144,981

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積る事ができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、金融商品の時価等に関する事項には含めておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度(2020年3月31日)

	1年以内 (千円)
現金及び預金	368,209
売掛金	26,638
合計	394,847

当事業年度(2021年3月31日)

	1年以内 (千円)
現金及び預金	44,796
売掛金	8,825
未収入金	206,883
未収消費税等	24,320
合計	284,826

4. 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

前事業年度(2020年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
社債	9,000	-	-	-	-	-
長期借入金	365,270	231,150	142,802	81,228	31,115	46,000
リース債務	39,952	10,668	751	751	62	-
合計	414,222	241,818	143,553	81,979	31,177	46,000

当事業年度(2021年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	362,469	187,077	165,691	55,470	26,425	46,000
リース債務	5,792	751	751	375	-	-
合計	368,261	187,828	166,442	55,845	26,425	46,000



(有価証券関係)

関係会社株式は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、関係会社株式の時価を記載しておりません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる関係会社株式の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

区分	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
子会社株式	-	3,000
計	-	3,000

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

退職給付制度を採用していないため、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
新株予約権戻入益	-	273千円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	2016年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役及び従業員20名 当社子会社取締役及び従業員2名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 134,400株
付与日	2016年8月16日
権利確定条件	権利行使時に勤務していること。
対象勤務期間	定めておりません。
権利行使期間	自 2018年7月1日 至 2021年7月13日

- (注) 1. 社外取締役には新株予約権を付与しておりません。  
2. 株式数に換算して記載しております。なお、2017年3月1日付株式分割(普通株式1株につき2株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(2021年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	2016年ストック・オプション
権利確定前 (株)	
前事業年度末	-
付与	-
失効	-
権利確定	-
未確定残	-
権利確定後 (株)	
前事業年度末	109,200
権利確定	-
権利行使	-
失効	109,200
未行使残	-

単価情報

		2016年ストック・オプション
権利行使価格	(円)	443
行使時平均株価	(円)	-
公正な評価単価(付与日)	(円)	500

2. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
繰延税金資産		
未払事業所税	581千円	338千円
未払事業税	3,491千円	2,015千円
繰越欠損金	256,409千円	610,597千円
減価償却超過額	110,792千円	90,630千円
長期前受収益	459千円	269千円
資産除去債務	10,331千円	15,054千円
事業整理損失引当金	25,948千円	21,952千円
その他	50千円	77千円
繰延税金資産小計	417,064千円	740,935千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)2	265,409千円	610,597千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	151,654千円	130,338千円
評価性引当額(注)1	417,064千円	740,935千円
繰延税金資産合計	-千円	-千円
繰延税金負債		
資産除去債務に対する固定資産	3,656千円	3,960千円
繰延税金負債合計	3,656千円	3,960千円
繰延税金負債の純額	3,656千円	3,960千円

(注)1. 評価性引当額が323,871千円増加しております。この増加の主な内容は、税務上の繰越欠損金に関する評価性引当額345,187千円を認識したためであります。

(注)2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度(2020年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金(1)	-	-	-	-	-	265,409	265,409
評価性引当額	-	-	-	-	-	265,409	265,409
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当事業年度(2021年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金(1)	-	-	-	-	-	610,597	610,597
評価性引当額	-	-	-	-	-	610,597	610,597
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳  
前事業年度及び当事業年度は、税引前当期純損失のため、当該注記を省略しております。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

飲食事業における出店の賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該契約期間に応じて5年から20年と見積もり、割引率は0.00～2.05%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

#### 八 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
期首残高	28,998千円	33,759千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	4,427千円	-千円
見積りの変更による増加額	-千円	25,111千円
時の経過による調整額	333千円	249千円
資産除去債務の履行による減少額	-千円	9,921千円
期末残高	33,759千円	49,198千円

#### 二 資産除去債務の見積りの変更

当事業年度において、退店等の新たな情報の入手に伴い、店舗の退去時に必要とされる原状回復費用に  
関して見積りの変更を行い、見積りの変更による増加額を変更前の資産除去債務残高に25,111千円加算し  
ております。

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

当社は、飲食事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

#### 【関連当事者情報】

##### 1. 関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	T B 1 株式会社	東京都中央区	1,000	投資業	(被所有) 直接 68.6%	-	新株予約権の行使(注1)	80,000	-	-
							新株式申込証拠金の払込(注1)	40,000	-	-

(注1) 新株予約権の行使及び新株式申込証拠金の払込は、2021年1月6日開催の臨時株主総会の決議に基づき発行及び払込されたものであります。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社魚帆	名古屋市 中村区	10,000	鮮魚等の 卸売業	(所有) 直接 100%	不動産の 賃借 役員の兼任 4人	賃借料の 支払い	1,042	-	-

(注1) 株式会社魚帆は2020年1月に清算しました。

(注2) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

T B 1 株式会社(非上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

( 1株当たり情報 )

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
1株当たり純資産額	80円95銭	56円30銭
1株当たり当期純損失( )	192円51銭	184円71銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	-	-

(注) 潜在株式調整後1株あたり当期純利益につきましては、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	314,791	646,463
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	273	51,000
(うち新株式申込証拠金(千円))	( - )	( 40,000 )
(うち新株予約権(千円))	( 273 )	( 11,000 )
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	315,064	697,463
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	3,888,900	12,388,900

2. 1株当たり当期純損失( )の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
1株当たり当期純損失( )		
当期純損失( )(千円)	695,604	1,066,398
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る当期純損失( )(千円)	695,604	1,066,398
普通株式の期中平均株式数(株)	3,613,362	5,773,515
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権 1種類 新株予約権の数 546個 普通株式 109,200株	新株予約権 1種類 新株予約権の数 2,750個 普通株式 2,750,000株

(重要な後発事象)  
該当事項はありません。



【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	1,315,716	38,511	687,413 (164,709)	666,813	501,777	53,760	165,036
車両運搬具	78,470	4,399	80,657	2,212	1,473	1,582	738
工具、器具及び備品	357,158	3,487	128,226 (9,322)	232,419	219,843	14,704	12,575
リース資産	368,077	1,418	157,640 (2,461)	211,855	205,548	18,350	6,307
土地	29,737	-	-	29,737	-	-	29,737
その他	30,204	-	12,657	17,547	17,346	6,723	201
有形固定資産計	2,179,364	47,816	1,066,595 (176,493)	1,160,585	945,989	95,123	214,596
無形固定資産							
のれん	29,677	-	12,599 (12,599)	17,078	12,720	5,388	4,357
商標権	4,877	-	2,024	2,853	2,174	490	678
ソフトウェア	2,433	-	178 (178)	2,254	795	486	1,459
その他	1,109	-	-	1,109	-	-	1,109
無形固定資産計	38,097	-	14,802 (12,777)	23,295	15,690	6,364	7,605
長期前払費用	20,734	5,614	10,269 (4,132)	16,079	13,258	3,117	2,820

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

建物	資産除去債務の見積りの変更による増加	25,111千円
	店舗改装等による増加	13,400千円

2. 当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

建物	店舗閉店等に伴う除売却	522,703千円
	減損損失	164,709千円
車両運搬具	店舗閉店等に伴う売却	80,657千円
工具器具備品	店舗閉店等に伴う除売却	118,904千円
	減損損失	9,322千円
リース資産	店舗閉店等に伴う除売却	155,178千円
	減損損失	2,461千円
その他(有形固定資産)	店舗閉店等に伴う除売却	12,657千円
のれん	減損損失	12,599千円
長期前払費用	店舗閉店等に伴う減少	6,136千円
	減損損失	4,132千円

3. 「当期減少額」欄の( )内は内書きで、減損損失の計上額であります。

【社債明細表】

銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率(%)	担保	償還期限
第1回無担保社債	2013年9月25日	9,000	-	0.91	なし	2020年9月25日

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	-	1,800	1.61	-
1年以内に返済予定の長期借入金	365,270	362,469	0.89	-
1年以内に返済予定のリース債務	39,952	5,792	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	532,295	480,664	0.89	
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	12,234	1,879	-	
その他有利子負債	-	-	-	
合計	949,751	852,605	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を貸借対照表上に計上しているため、記載しておりません。

3. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	187,077	165,691	55,470	26,425
リース債務	751	751	375	-

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金(流動)	165	87	-	-	252
株主優待引当金	19,019	14,600	26,891	1,209	5,518
事業整理損失引当金	84,787	112,331	125,380	-	71,739

(注) 株主優待引当金の当期減少額(その他)は、洗替による戻入額であります。

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が財務諸表等規則第8条の28に規定する注記事項として記載されているため、記載を省略しております。

(2)【主な資産及び負債の内容】

資産の部

イ．現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	4,422
預金	
普通預金	40,374
合計	44,796

ロ．売掛金

(イ) 相手先別内訳

相手先	金額(千円)
トヨタファイナンス株式会社	3,105
名古屋ステーション開発株式会社	1,842
株式会社名古屋カード	1,055
株式会社弥七	852
その他	1,970
合計	8,825

(ロ) 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
26,638	356,259	372,349	8,825	97.25	18.16

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

ハ．原材料

品目	金額(千円)
店舗用食材・資材	10,237
合計	10,237

ニ．貯蔵品

品目	金額(千円)
店舗用ユニフォーム	785
その他	70
合計	855

ホ．未収入金

相手先	金額（千円）
愛知県	95,354
株式会社サンクワークス	65,122
岐阜県	9,240
愛知県労働局	7,223
東京都	3,360
その他	26,583
合計	206,883

ヘ．敷金及び保証金

相手先	金額（千円）
大和情報サービス株式会社	25,590
吉田興業株式会社	10,412
矢田しげ子	10,351
菅井隆光	6,300
名古屋ステーション開発株式会社	6,096
その他	86,231
合計	144,981

負債の部  
イ．買掛金

相手先	金額(千円)
株式会社大庄	11,443
UCCコーヒープロフェッショナル株式会社	894
アスピレーション株式会社	442
コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社	417
中松物産株式会社	409
その他	2,069
合計	15,676

ロ．未払金

相手先	金額(千円)
日本年金機構	92,319
株式会社竹中工務店	13,750
有限会社マイプロジェクト	7,689
株式会社神開発	5,280
株式会社大庄	5,000
その他	116,658
合計	240,693

ハ．預り金

区分	金額(千円)
源泉所得税	17,776
住民税	8,091
社会保険料	2,727
その他	12,608
合計	41,204

(3)【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高(千円)	174,589	428,807	747,572	861,147
税引前四半期(当期)純損失 ( )(千円)	325,798	537,493	912,375	1,046,274
四半期(当期)純損失( ) (千円)	327,721	541,947	919,206	1,066,398
1株当たり四半期(当期)純 損失( )(円)	84.27	139.36	236.37	184.71

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純損失 ( )(円)	84.27	55.09	97.01	14.70

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで								
定時株主総会	6月中								
基準日	3月31日								
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日								
1単元の株式数	100株								
単元未満株式の買取り									
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部								
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社								
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店								
買取手数料	無料								
公告掲載方法	電子公告により行う。 ただし電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL <a href="http://www.kaihan.co.jp/">http://www.kaihan.co.jp/</a>								
株主に対する特典	<p>当社では、株主の皆様の日頃のご支援にお応えするとともに、より多くの皆様に当社をより一層ご理解いただき、継続的にご支援をいただくため、株主優待制度を設けております。</p> <p>1. 対象となる株主様 毎年9月末日の当社株主名簿に記載された株主様を対象といたします。</p> <p>2. 贈呈内容及び基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所有株式数</th> <th>優待品(年1回)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100株以上200株未満</td> <td>お食事優待券 2,000円分並びに、お食事割引券 20%割引券10枚 もしくは全国共通おこめ券 2kg相当</td> </tr> <tr> <td>200株以上500株未満</td> <td>お食事優待券 4,000円分並びに、お食事割引券 20%割引券10枚 もしくは全国共通おこめ券 4kg相当</td> </tr> <tr> <td>500株以上</td> <td>お食事優待券 10,000円分並びに、お食事割引券 20%割引券10枚 全国共通おこめ券の提供はありません</td> </tr> </tbody> </table> <p>・お食事優待券は、当社運営の店舗にてご使用いただけます。 ・お食事優待券のご利用可能期間は、1年間とさせていただきます。 ・お食事優待券は、現金との交換及び釣銭のお渡しができませんのでご了承ください。</p>	所有株式数	優待品(年1回)	100株以上200株未満	お食事優待券 2,000円分並びに、お食事割引券 20%割引券10枚 もしくは全国共通おこめ券 2kg相当	200株以上500株未満	お食事優待券 4,000円分並びに、お食事割引券 20%割引券10枚 もしくは全国共通おこめ券 4kg相当	500株以上	お食事優待券 10,000円分並びに、お食事割引券 20%割引券10枚 全国共通おこめ券の提供はありません
所有株式数	優待品(年1回)								
100株以上200株未満	お食事優待券 2,000円分並びに、お食事割引券 20%割引券10枚 もしくは全国共通おこめ券 2kg相当								
200株以上500株未満	お食事優待券 4,000円分並びに、お食事割引券 20%割引券10枚 もしくは全国共通おこめ券 4kg相当								
500株以上	お食事優待券 10,000円分並びに、お食事割引券 20%割引券10枚 全国共通おこめ券の提供はありません								

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使できない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等は、T B 1 株式会社であります。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度(第17期)(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)2020年7月9日東海財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2020年7月9日東海財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

(第18期第1四半期)(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)2020年8月14日東海財務局長に提出

(第18期第2四半期)(自 2020年7月1日 至 2020年9月30日)2020年11月13日東海財務局長に提出

(第18期第3四半期)(自 2020年10月1日 至 2020年12月31日)2021年2月15日東海財務局長に提出

(4) 臨時報告書

2020年6月30日東海財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)に基づく臨時報告書であります。

2020年7月17日東海財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4(監査公認会計士等の異動)に基づく臨時報告書であります。

2021年1月7日東海財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)に基づく臨時報告書であります。

2021年1月7日東海財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号(代表取締役の異動)に基づく臨時報告書であります。

2021年1月27日東海財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号(主要株主の異動)に基づく臨時報告書であります。

(5) 四半期報告書の訂正報告書及びその確認書

2020年10月13日東海財務局長に提出

(第18期第1四半期)(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)に係る訂正報告書及びその確認書

(6) 有価証券届出書及びその添付書類

2020年12月7日東海財務局長に提出

第三者割当による新株式発行及び新株予約権証券発行に係る届出書であります。

(7) 有価証券届出書の訂正届出書

2020年12月18日東海財務局長に提出

2020年12月7日東海財務局長に提出の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。



## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2021年6月22日

株式会社海帆

取締役会 御中

フロンティア監査法人  
東京都品川区

代表社員 公認会計士 藤井 幸雄 印  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 本郷 大輔 印  
業務執行社員

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社海帆の2020年4月1日から2021年3月31日までの第18期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社海帆の2021年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、2020年4月1日から2021年3月31日までの事業年度においては当期純損失1,066,398千円を計上し、2021年3月31日現在において貸借対照表上646,463千円の債務超過の状況にあることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

当監査法人は、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」に記載されている事項のほか、以下に記載した事項を監査報告書において監査上の主要な検討事項として報告すべき事項と判断している。

店舗固定資産の減損損失	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は居酒屋を中心とした飲食店舗の企画開発及び運営を行っており、居酒屋・レストランを11業態43店舗（有形固定資産の帳簿価額：214,596千円）運営している。</p> <p>会社は店舗固定資産の減損の兆候の有無を把握するに際して、各店舗を一つの資産グループとしている。店舗固定資産の減損損失の認識の判定にあたっては、減損の兆候が把握された各店舗の将来キャッシュ・フローを見積り、割引前将来キャッシュ・フロー合計が当該店舗固定資産の帳簿価額を下回る店舗については減損損失を認識している。減損損失の測定における「回収可能価額」は「正味売却可能価額」または「使用価値」のいずれか高い金額を採用しており、「使用価値」の算定は、将来の収益改善見込を反映した各店舗の割引後将来キャッシュ・フローの見積りを基礎としている。</p> <p>「使用価値」の見積りにおける重要な仮定は、将来キャッシュ・フローの見積りに含まれる将来の収益改善の見込である。また、将来キャッシュ・フローは今後の市場の動向等により大きく影響を受ける。このため、将来キャッシュ・フローの見積りについては不確実性を伴い、経営者による主観的な判断の程度が大きい。</p> <p>以上より、当監査法人は、店舗固定資産の減損損失計上の妥当性が、当事業年度の財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、店舗固定資産の減損損失を検討するに当たり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資産のグルーピングの妥当性について、会計基準に基づき検討した。</li> <li>・店舗固定資産の減損の兆候を把握するための店舗別損益資料については、監査済みの試算表、期中に検討した店舗別損益資料との整合性を検証した。</li> <li>・減損の認識の判定の元となる将来キャッシュ・フローについては、その基礎となる将来計画と経営者によって承認された予算及び中期経営計画との整合性を検証した。また、過年度における予算及び中期経営計画とそれらの実績を比較することにより、将来計画の見積りの精度を評価した。さらに、新型コロナウイルス感染症の影響について経営者と議論し、収束時期や収束後の市場動向に関する経営者の仮定を評価した。</li> <li>・将来計画の見積りに含まれる重要な仮定である将来の収益改善見込については、経営者と議論するとともに、過去実績からの趨勢分析を実施した。</li> <li>・「回収可能価額」については、検討した将来キャッシュ・フローや外部証憑との整合性を検証した。</li> <li>・減損損失を認識すべきと判断された店舗の固定資産については、店舗別に固定資産台帳の帳簿価格を集計し、「回収可能価額」まで減損損失を計上しているかどうか検証した。</li> </ul>

事業整理損失引当金の計上	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は継続企業の前提に関する注記に記載されており、不採算店舗の退店を進めており、当該事業整理に伴い発生する損失に備えるため、当事業年度末における損失見積額71,739千円を事業整理損失引当金として計上している。</p> <p>会社は、事業整理損失引当金を計上するに当たり、将来の損失見込額を測定している。この将来の損失見込額は、経営者が過去の事例等を基礎とし、見積りを行っている。将来の損失見込額の見積りについては不確実性を伴い、経営者による主観的な判断の程度が大きい。</p> <p>以上より、当監査法人は事業整理損失引当金の計上の妥当性が、当事業年度の財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、事業整理損失引当金の計上を検討するに当たり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不採算店舗の退店に関する方針等について経営者と議論し、その妥当性を検討した。</li> <li>・事業整理損失引当金の対象店舗が、会社の店舗一覧と整合している事を確認した。</li> <li>・取締役会議事録等を閲覧し、引当金を計上すべき店舗が網羅的に把握されていることを確認した。</li> <li>・過年度における事業整理損失引当金計上額と実績額を比較することにより、経営者による事業整理損失見込額の精度を評価した。</li> <li>・当事業年度に計上した事業整理損失引当金計上額については、計算過程を把握するとともに、外部証憑・過去実績との整合性を確認した。</li> </ul>

その他の事項

会社の2020年3月31日をもって終了した前事業年度の財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該財務諸表に対して2020年7月9日付けで無限定適正意見を表明している。

### 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

#### < 内部統制監査 >

##### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社海帆の2021年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社海帆が2021年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

##### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立して

おり、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。

- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。